

経済産業省

資源エネルギー庁

省エネルギー課 御中

令和4年度エネルギー需給構造高度化対策に関する
調査等事業
(家庭部門におけるエネルギー小売事業者等による
省エネ促進手法に関する調査)

調査報告書
(公開版)

令和5年2月

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

目次

I. 調査の背景・目的.....	1
II. 調査内容	3
1 エネルギー小売事業者の省エネ情報提供の取組を評価する仕組みの本運用	3
1.1 背景	3
1.2 省エネコミュニケーション・ランキング制度の本運用について	4
2 省エネコミュニケーション・ランキング制度の運用及びガイドラインの見直し.....	26
2.1 指針の改正	26
2.2 省エネコミュニケーション・ランキング制度の運用の改正.....	30
2.3 エネルギー小売事業者の省エネガイドラインの見直し	42
2.4 今後の検討課題	44
2.5 今後のスケジュール.....	44
III. Appendix.....	46
1 エネルギー小売事業者による省エネ情報提供の実施状況に関する報告様式.....	46
2 節電やガスの節約に関する取組等の公表に関する回答様式	51
2.1 小売電気事業者用	51
2.2 都市ガス・LP ガス小売事業者用	52

I. 調査の背景・目的

令和2年10月には「2050年カーボンニュートラル」、令和3年4月には「2030年度46%削減、更に50%の高みを目指して挑戦を続ける」とする新たな削減目標が示された。これらを踏まえ、令和3年10月に策定された第6次エネルギー基本計画においては、2030年度に6,200万k1（原油換算）の省エネルギーを達成するとして目標が上積みされたところである。

このうち、家庭部門の省エネは1,200万k1を占めており、家庭部門における省エネは2030年度目標の達成を左右する重要な要素となっている。徹底した省エネを実現するため、産業・業務部門に関してはベンチマーク制度の流通・サービス業への拡大や中小企業に対する支援強化、家庭部門については住宅等のゼロ・エネルギー化、運輸部門については次世代自動車の普及等を重要施策として掲げている。

家庭部門の省エネの推進においては、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）に基づくトップランナー制度により、家電機器の効率向上を促すとともに、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）により、住宅・建築物の省エネ性能の向上を図ってきた。他方、2030年エネルギーミックスに向けては、家庭部門における省エネの進捗は遅れている状況にある。エネルギー小売事業者による一般消費者への省エネ情報提供によって56万k1の省エネを達成するとされており、更なる取組強化の検討が必要である。

そのため、一般消費者と直接の接点を持つエネルギー小売事業者等による情報提供による省エネを進めるため、「エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会」（以下「検討会」という。）等において、一般消費者へ提供すべき情報の内容や提供方法、エネルギー小売事業者の情報提供の取組を評価する仕組みについて議論を行っているところである。令和3年度の検討会においては、現在「一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針」（平成18年経済産業省告示第235号。以下「指針」という。）の中でエネルギー小売事業者が提供すべき情報として定めている項目の改定や、事業者が参照すべき「エネルギー小売事業者の省エネガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の改訂について議論を行ったほか、エネルギー小売事業者の情報提供の取組を評価する仕組み（以下「省エネコミュニケーション・ランキング制度」という。）について、令和4年度での本格運用を見据え、令和3年度に試行的に運用を実施したところである。

上記を踏まえ、本事業では、エネルギー小売事業者の更なる省エネ情報提供を促進するため、「省エネコミュニケーション・ランキング制度」の本運用を行うとともに、指針やガイドラインの制度改正について更なる検討を行った。具体的には、本運用において、エネルギー小売事業者の省エネ情報提供の報告に関する集計等を行うとともに、その結果を整理した上で評価委員会を開催し、議論・評価を行った。また、得られた結果を基に検討

会で議論を行い、一般消費者の省エネ行動を促すための情報提供の在り方について制度改正を含めて検討した。

II. 調査内容

1 エネルギー小売事業者の省エネ情報提供の取組を評価する仕組みの本運用

1.1 背景

2021年度は、エネルギー小売事業者の更なる省エネ情報提供を促進するため、エネルギー小売事業者の情報提供の取組を評価する仕組みの試行的運用を行うとともに、指針やガイドラインの制度改正について更なる検討を行った。

具体的には、試行スキームの運用として、エネルギー小売事業者に対して情報提供の取り組み状況に関するアンケート調査等を行うとともに、「エネルギー小売事業者の省エネ情報提供取組に関する評価委員会」（以下「評価委員会」という。）を開催し、評価結果の報告及び評価スキームについて議論を行った。

更に、家庭部門における更なる省エネの促進を目的とし、アンケート結果及びその他関連調査の結果を基に検討会で議論を行い、一般消費者の省エネ行動を促すための情報提供の在り方について制度改正を含めて検討を行った。

上記を踏まえ、本事業においては、エネルギー小売事業者の更なる省エネ情報提供を促進するため、エネルギー小売事業者の情報提供の取組を評価する仕組み（省エネコミュニケーション・ランキング制度）の本運用を開始し、指針やガイドラインの制度改正について更なる検討を行った。具体的には、2021年度検討を行った運用スキームに従い、エネルギー小売事業者に対して情報提供の取り組み状況に関する報告を求め、評価委員会を開催して評価結果の報告及び評価スキームについて議論を行った。

更に、家庭部門における更なる省エネの促進を目的とし、省エネコミュニケーション・ランキング制度におけるエネルギー小売事業者からの報告、評価結果を基に検討会で議論を行い、一般消費者の省エネ行動を促すための情報提供の在り方について制度改正を含めて検討を行った。

1.2 省エネコミュニケーション・ランキング制度の本運用について

1.2.1 省エネコミュニケーション・ランキング制度 2022 年度実施概要

2022 年度は以下のとおり、エネルギー小売事業者（電気、都市ガス、LP ガス）から報告様式の提出があり、事務局にて採点を実施したのち、評価委員会において議論を行い、各社の評価を確定させた。

表 1 エネルギー小売事業者からの報告様式の提出状況

対象	家庭へのエネルギー供給実績のあるエネルギー小売事業者各社 (小売契約件数 30 万件超の努力義務対象事業者を含む)
方法	各業界団体又は資源エネルギー庁経由でメールにて報告様式の提出を要請
実施時期	2022 年 5 月 18 日(水)～8 月 1 日(月)
提出状況	<p>【電気】 提出事業者数：136 者（小売契約件数 30 万件超の事業者 20 者が提出） ※2021 年度の回答事業者数は 88 者</p> <p>【都市ガス】 提出事業者数：41 者（小売契約件数 30 万件超の事業者 12 者が提出） ※2021 年度の回答事業者数は 70 者</p> <p>【LP ガス】 提出事業者数：6 者（小売契約件数 30 万件超の事業者 2 者が提出） ※2021 年度の回答事業者数は 6 者</p>

(出典：エネルギー小売事業者の省エネ情報提供取組に関する評価委員会（令和 4 年度第 1 回）事務局資料)

報告様式における報告内容は下表の通り。

表 2 エネルギー小売事業者の報告内容の概要

表番号	項目	概要
第 1 表（基本情報）	<ul style="list-style-type: none"> 報告の対象となる事業 当該事業の小売供給契約の件数 小売供給契約の件数が 30 万件以下の場合、本様式の記入内容に基づく評価結果の資源エネルギー庁ウェブページにおける公表意向の有無 情報提供の実施状況をまとめたウェブページの URL 等 	—
第 2 表（基礎項目）	指針 1. (1) ～ (4)	<ul style="list-style-type: none"> 提供状況 提供内容 ウェブページの URL
	指針 2. 他世帯比較	

表番号	項目	概要
	指針 3. 情報の集約性	<ul style="list-style-type: none"> ・集約状況 ・具体的な集約内容
第 3 表 (追加項目、提供内容)	追加項目 1. 時間毎のきめ細やかなエネルギー消費量の見える化	<ul style="list-style-type: none"> ・提供状況 ・提供内容 ・ウェブページの URL
	追加項目 2. 電力需給状況に応じたエネルギー消費を促す情報 ※小売電気事業者のみ	
	追加項目 3. 電源構成の開示 ※小売電気事業者のみ	
	指針 1.(5) その他、創意工夫による情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・提供状況 ・提供取組 ・提供内容 ・ウェブページの URL
(2) 第 4 表 (追加項目、提供方法)	追加項目 1. 省エネ意識の高まるタイミングでのプッシュ型の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・実施状況 ・実施内容 ・ウェブページの URL
	追加項目 2. 顧客属性を基にした情報提供方法の工夫	
	追加項目 3. 提供する情報の閲覧率を高める工夫	
	追加項目 4. 提供する情報の閲覧率の測定	
	追加項目 5. その他提供方法に関する創意工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・実施状況 ・実施取組 ・実施内容 ・ウェブページの URL

(出典：報告様式よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成)

表 3 評価項目及び配点（小売電気事業者）

合計：140点満点

提供方法		基礎点 (指針で規定)		加点			
		提供有無	指針3. 集約性	追加項目1. 省エネ意識の高まるタイミングでのプッシュ型の情報提供	追加項目2. 顧客属性を基にした情報提供方法の工夫	追加項目3. 提供する情報の閲覧率を高める工夫 追加項目4. 提供する情報の閲覧率の測定	追加項目5.その他提供方法に関する創意工夫 ※以下のいずれかを実施 1. 多様な情報発信ツールの活用 2. 情報の見せ方の工夫 3. 顧客ニーズの集計・反映 4. 経済的インセンティブ付与 5. その他
提供内容	指針1.(1)毎月の消費量の前年同月値 指針1.(2)過去一年間の月別消費量及び料金 指針1.(3)機器の使用方法的工夫による削減量及び削減額 指針1.(4)省エネ設備の性能と助成制度 指針2. 類似世帯比較	基礎点【90点】 ○提供の有無：15点×5項目＝75点 ○集約性：15点		加点【10点】 ○実施の有無：5点×2項目＝10点 ※各内容ごとに1つでも実施していれば5点	加点【15点】 ○工夫の有無：10点 ○閲覧率の測定：5点	加点【5点】 ○実施の有無：5点	
		基礎点(指針で規定)	加点				
追加項目1. 時間毎にきめ細やかにエネルギー消費量を見える化した情報	追加項目2. 電力需給状況に応じたエネルギー消費(デマンドレスポンス等)を促す情報	追加項目3. 供給する電気の電源構成に関する情報	指針1.(5) その他、エネルギー供給事業者の創意により実施する一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供 ※以下のいずれかを実施 1. エネルギー料金・使用量の予測サービス 2. 省エネ・環境に関する教育機会の提供や、イベントの開催 3. CO2排出量の見える化 4. 家庭ごとの省エネの目標の設定 5. その他				

(出典：エネルギー小売事業者の省エネ情報提供取組に関する評価委員会（令和4年度第1回）事務局資料）

表 4 評価項目及び配点（都市ガス及びLPガス小売事業者）

合計：130点満点

提供方法	基礎点 (指針で規定)		加点			
	提供有無	指針3. 集約性	追加項目1. 省エネ意識の高まるタイミングでのプッシュ型の情報提供	追加項目2. 顧客属性を基にした情報提供方法の工夫	追加項目3. 提供する情報の閲覧率を高める工夫 追加項目4. 提供する情報の閲覧率の測定	追加項目5.その他提供方法に関する創意工夫 ※以下のいずれかを実施 1. 多様な情報発信ツールの活用 2. 情報の見せ方の工夫 3. 顧客ニーズの集計・反映 4. 経済的インセンティブ付与 5. その他
基礎点 (指針で規定)	指針1.(1)毎月の消費量の前年同月値 指針1.(2)過去一年間の月別消費量及び料金 指針1.(3)機器の使用方法的工夫による削減量及び削減額 指針1.(4)省エネ設備の性能と助成制度 指針2. 類似世帯比較	基礎点【90点】 ○提供の有無：15点×5項目=75点 ○集約性：15点				
加点	追加項目1. 時間毎にきめ細やかにエネルギー消費量を見る化した情報 追加項目2. 電力供給状況に応じたエネルギー消費（デマンドレス） 対象外 促す情報 追加項目3. 供給する電気の電源構成に関する情報	加点【5点】 ○提供の有無：4点×1項目=4点 ○集約性：1点×1項目=1点	加点【10点】 ○実施の有無：5点×2項目=10点 ※各内容ごとに1つでも実施していれば5点	加点【15点】 ○工夫の有無：10点 ○閲覧率の測定：5点	加点【5点】 ○実施の有無：5点	
	指針1.(5) その他、エネルギー供給事業者の創意により実施する一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供 ※以下のいずれかを実施 1. エネルギー料金・使用量の予測サービス 2. 省エネ・環境に関する教育機会の提供や、イベントの開催 3. CO2排出量の見える化 4. 家庭ごとの省エネの目標の設定 5. その他	加点【5点】 ○提供の有無：5点				

（出典：エネルギー小売事業者の省エネ情報提供取組に関する評価委員会（令和4年度第1回）事務局資料）

また、評価方法（ランク水準）は下表に示す通り。

表 5 評価方法（ランク水準）

2022年度	
配点	ランク水準（得点率）
■小売電気事業者 基礎点：90点 加点：50点 ■都市ガス小売事業者、LPガス小売事業者 基礎点：90点 加点：40点	★★★★★：90%以上 ★★★★☆：70%以上 90%未満 ★★★☆☆：50%以上 70%未満 ★★☆☆☆：30%以上 50%未満 ★☆☆☆☆：10%以上 30%未満

（出典：エネルギー小売事業者の省エネ情報提供取組に関する評価委員会（令和4年度第1回）事務局資料）

1.2.2 評価結果

報告様式の評価結果を以降に示す。

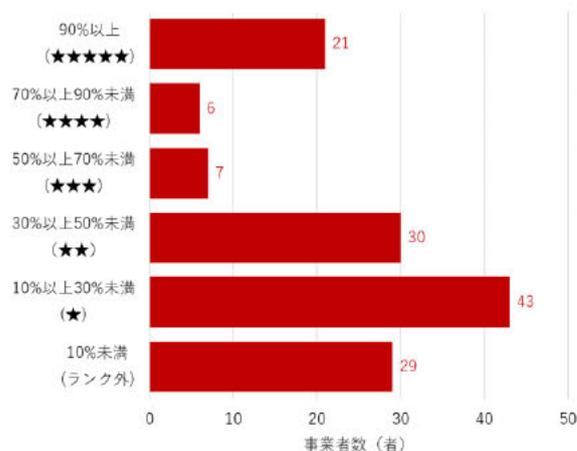
(1) 小売電気事業者の評価結果

① 評価結果の分布

2021年度と比べて、★2~4から★5へランクが上昇した事業者が10事業者、★5から★4へ低下した事業者は2事業者であった。また、今年度初めて様式を提出した4事業者が★5を獲得している。他方で、今年度新規に様式を提出した事業者の多くが★2以下（ランク外を含む）であった。

下図とおり、★5の事業者と低評価の事業者に二極化している状況となっている。

➤ 小売電気事業者（136者）



➤ (参考) 2021年度 (88者)

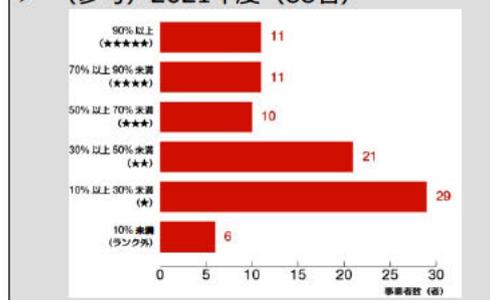


図1 小売電気事業者（136者）の評価結果の分布

（出典：エネルギー小売事業者の省エネ情報提供取組に関する評価委員会（令和4年度第1回）事務局資料）

② 各ランクの平均得点率（小売電気事業者）

★5事業者はいずれも基礎点が満点であった。一方で★4事業者でも基礎点の平均得点率は80%に上る。2021年度と比べて、傾向に大きな変化は見られなかった。

表 6 各ランクの平均得点率（小売電気事業者）

➤ 小売電気事業者（136者）

	合計	基礎点	加点
90%以上 (★★★★★)	98.9%	100.0%	97.0%
70%以上90%未満 (★★★★)	81.4%	83.3%	78.0%
50%以上70%未満 (★★★)	56.7%	61.9%	47.4%
30%以上50%未満 (★★)	38.9%	45.0%	27.9%
10%以上30%未満 (★)	22.7%	29.5%	10.4%
10%未満 (ランク外)	0.5%	0.0%	1.4%

➤ （参考）2021年度（88者）

	合計	基礎点	加点
★★★★★	98%	100%	93%
★★★★	82%	89%	67%
★★★	58%	67%	42%
★★	39%	46%	27%
★	23%	29%	12%
ランク外	2%	0%	6%

（出典：エネルギー小売事業者の省エネ情報提供取組に関する評価委員会（令和4年度第1回）事務局資料）

③ 評価結果（小売電気事業者：基礎点）

満点の事業者 21 者のうち 14 者が小売契約件数 30 万件超の事業者である。他方で、90 点満点中、60 点未満の事業者が約 7.5 割を占める。現行指針 1.(1)～(4)を提供していれば 60 点獲得可能であるところ、多くの事業者（特に中小規模事業者）が現行指針に該当する情報を提供できていない。

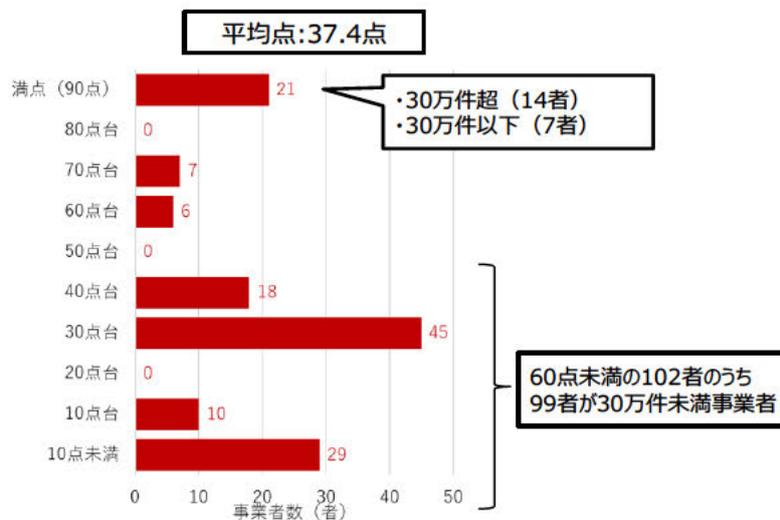


図 2 基礎点の分布（小売電気事業者）

（出典：エネルギー小売事業者の省エネ情報提供取組に関する評価委員会（令和4年度第1回）事務局資料）

④ 評価結果（小売電気事業者：加点）

50点満点中、10点未満の事業者が約6割を占める一方、満点の事業者(16者)はすべて基礎点部分も満点を獲得している。

すなわち、基礎点の取組を実施している事業者は、加点に該当するような創意工夫のある情報提供に取り組んでいる傾向が見受けられる。

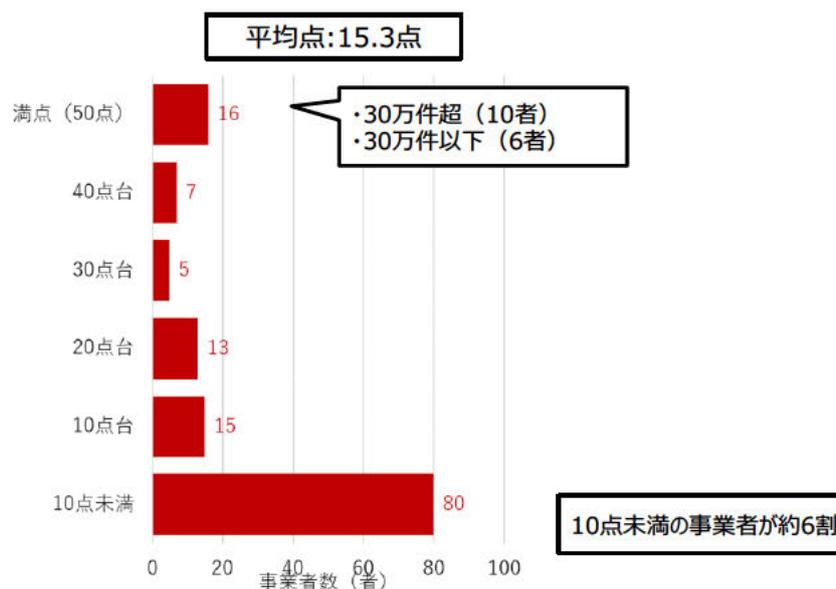


図3 加点の分布（小売電気事業者）

⑤ 各情報項目の提供状況

各情報項目の提供状況を参考として以下に示す。現行指針においては、指針①及び②は約75%の事業者が提供済みである一方、指針③及び④は20～30%程度であった。

表 7 各情報項目の提供状況（小売電気事業者）

- 合計：140点満点（基礎点：90点、加点：50点）
- 平均：52.7点（基礎点37.4点 加点15.3点）

➤ 配点表

※下表において括弧内に示す値は各項目の実施率を示す。

内容	提供方法	基礎点(指針で規定)		加点				
		提供有無	【追加】 集約性	省エネ意識の高まる タイミングでのプッシュ 型の情報提供	顧客属性を基にした 追加的情報提供	情報の閲覧状況・閲覧率を高める工夫		その他の 創意工夫
						工夫の有無	閲覧率	
基礎点 (指針で規定)	指針① 毎月の消費量の 前年同月値	15点 (73%)	15点 (19%)	5点 (29%)	5点 (22%)	10点 (32%)	5点 (26%)	5点 (16%)
	指針② 過去一年間の月別 消費量及び料金	15点 (76%)						
	指針③ 機器の使用方法的工夫による削減量及び削減額	15点 (33%)						
	指針④ 省エネ設備の性能と助成制度	15点 (23%)						
	【追加】類似世帯比較	15点 (26%)						
加点	時間毎等のきめ細やかなエネルギー消費量の見える化	4点 (60%)	1点 (44%)					
	電力需給状況に応じたエネルギー消費（上げDR・下げDR等）を促す情報	4点 (26%)	1点 (18%)					
	電源構成の開示	4点 (54%)	1点 (24%)					
	その他の創意工夫	5点 (21%)						

（出典：エネルギー小売事業者の省エネ情報提供取組に関する評価委員会（令和4年度第1回）事務局資料）

また、各情報項目の提供状況の年度間比較を行ったところ、下表の通りであった。

表 8 各情報項目の提供状況の年度間比較（小売電気事業者）

両年度ともに回答している事業者（49者）を対象とした平均得点は、以下の通り。
 ● 2022年度平均得点：82.9点（基礎点：57.6点、加点：25.3点） ※2022年度平均得点は、昨年度に評価対象外だった加点項目の集約性（3点）を除いた、137点満点のもの
 ● 2021年度平均得点：75.2点（基礎点：52.7点 加点：22.5点）

▶ 両年度ともに回答している事業者を対象に、下表に2022年度の平均実施率と2021年度の平均実施率（括弧内）を示す。

内容	提供方法	基礎点(指針で規定)		加点				
		提供有無	【追加】集約性	省エネ意識の高まるタイミングでのプッシュ型の情報提供	顧客属性を基にした追加的情報提供	情報の閲覧状況・閲覧率を高める工夫		その他の創意工夫
						工夫の有無	閲覧率	
基礎点(指針で規定)	指針① 毎月の消費量の前年同月値	92% (90%)						
	指針② 過去一年間の月別消費量及び料金	94% (94%)						
	指針③ 機器の使用方法的工夫による削減量及び削減額	63% (49%)	39% (41%)					
	指針④ 省エネ設備の性能と助成制度	49% (39%)						
	【追加】類似世帯比較	47% (39%)		49% (33%)	45% (39%)	59% (45%)	53% (39%)	39% (51%)
加点	時間毎等のきめ細やかなエネルギー消費量の見える化	78% (78%)	59% (なし)					
	電力需給状況に応じたエネルギー消費（上げDR・下げDR等）を促す情報	41% (24%)	35% (なし)					
	電源構成の開示	76% (73%)	37% (なし)					
	その他の創意工夫		47% (59%)					

（出典：エネルギー小売事業者の省エネ情報提供取組に関する評価委員会（令和4年度第1回）事務局資料）

⑥ 評価結果の変動要因

2021年度と比べてランク評価が上昇した主な事業者とその要因について整理したところ、未提供であった基礎点項目に対応した上で加点項目にも取り組むことで、評価が上昇した例が多かった。

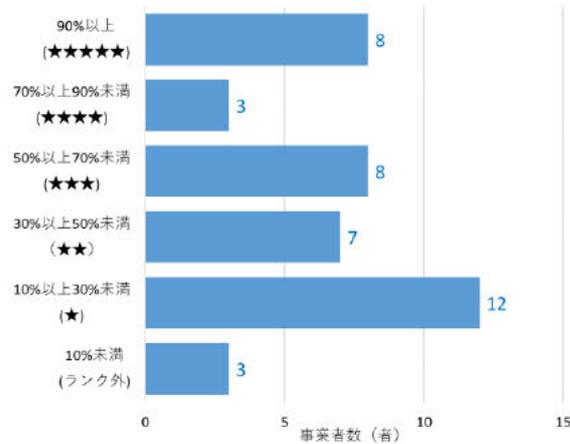
一方、2021年度と比べてランク評価が低下した主な事業者とその要因について整理したところ、「指針3：情報の集約」において、今年度より「一部のみ集約」の場合は加点しないこととしたため、昨年度から取組状況に変化がない場合、獲得点数が15点から0点に変更となる点が影響している。また、「追加項目5：情報提供方法のその他の創意工夫」について、2021年度は回答があったが、今年度は「実施していない」との回答だったため、減点となった例もあった。

(2) 都市ガス小売事業者の評価結果

① 評価結果の分布

2021年度と比べて提出事業者数がほぼ半減しているため、比較が困難であるが、★5獲得事業者数の比率が増加している。

➤ 都市ガス小売事業者（41者）



➤ (参考) 2021年度 (70者)

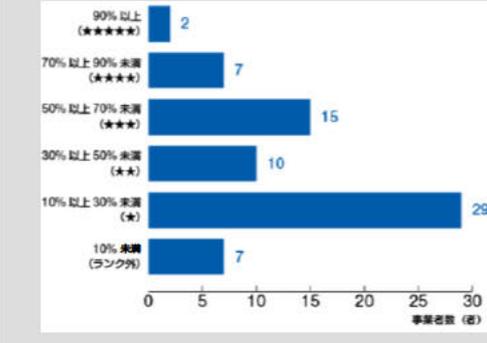


図 4 都市ガス小売事業者（41者）の評価結果の分布

(出典：エネルギー小売事業者の省エネ情報提供取組に関する評価委員会（令和4年度第1回）事務局資料）

② 各ランクの平均得点率（都市ガス小売事業者）

★5獲得事業者は基礎点が満点だった。一方、★4事業者でも基礎点の平均得点率は80%に上る。2021年度と比べて傾向に大きな違いは見られなかった。

表 9 各ランクの平均得点率（都市ガス小売事業者）

➤ 都市ガス小売事業者（41者）

	合計	基礎点	加点
90%以上 (★★★★★)	97.0%	100.0%	90.3%
70%以上90%未満 (★★★★)	76.7%	83.3%	61.7%
50%以上70%未満 (★★★)	56.6%	70.8%	24.7%
30%以上50%未満 (★★)	40.7%	57.1%	3.6%
10%以上30%未満 (★)	16.9%	23.6%	1.7%
10%未満 (ランク外)	0.0%	0.0%	0.0%

➤ (参考) 2021年度 (70者)

	合計		
	基礎点	加点	
★★★★★	97%	100%	88%
★★★★	80%	93%	51%
★★★	62%	76%	30%
★★	38%	45%	22%
★	16%	23%	1%
ランク外	0%	0%	0%

(出典：エネルギー小売事業者の省エネ情報提供取組に関する評価委員会（令和4年度第1回）事務局資料）

③ 評価結果（都市ガス小売事業者：基礎点）

満点の事業者(8者)のすべてが小売契約件数 30 万件超の事業者である。他方で、90 点満

点中、60点未満の事業者が約5割を占める。現行指針1.(1)～(4)を提供していれば60点獲得可能であるところ、多くの事業者（特に中小規模事業者）が現行指針に該当する情報を提供できていない状況であった。

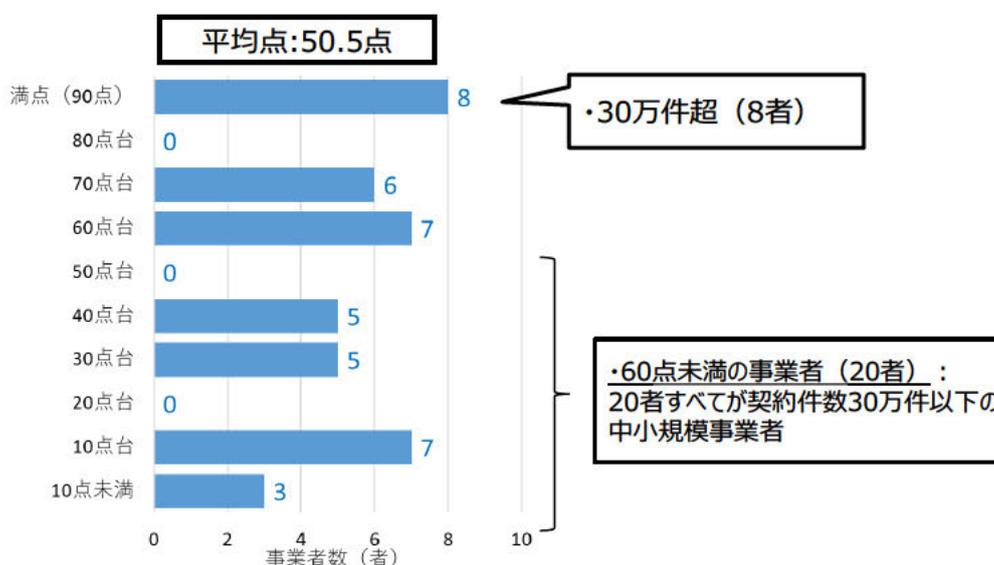


図5 基礎点の分布（都市ガス小売事業者）

（出典：エネルギー小売事業者の省エネ情報提供取組に関する評価委員会（令和4年度第1回）事務局資料）

④ 評価結果（都市ガス小売事業者：加点）

40点満点中、10点未満の事業者が約6割を占める一方、40点満点の事業者(3者)のいずれも基礎点部分が満点の事業者である。

すなわち、基礎点の取組を実施している事業者は、加点に該当するような創意工夫のある情報提供に取り組んでいる傾向が見受けられる。

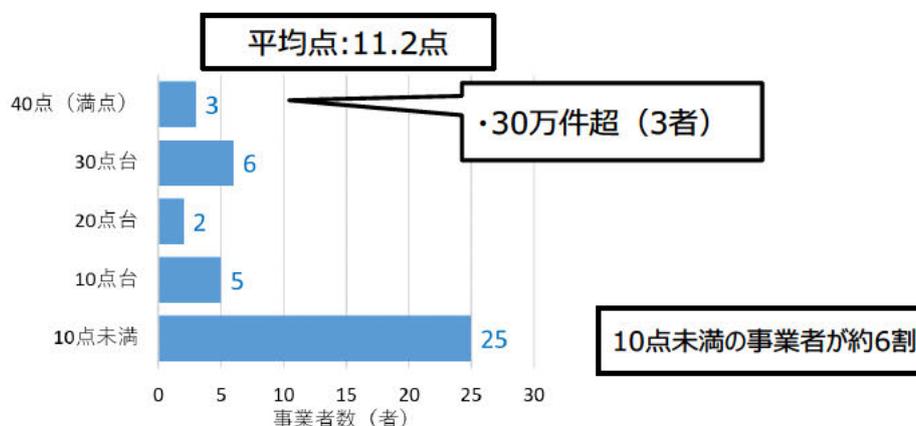


図6 加点の分布（都市ガス小売事業者）

(出典：エネルギー小売事業者の省エネ情報提供取組に関する評価委員会（令和4年度第1回）事務局資料）

⑤ 「追加項目1：時間毎にきめ細やかにエネルギー消費量を見える化した情報」の評価

都市ガス事業者における「追加項目1：時間毎にきめ細やかにエネルギー消費量を見える化した情報」の評価方法については、2021年度の検討会においても議論があったことから、2022年度報告における都市ガス小売事業者の回答状況について整理を行った。

報告様式の提出があった41者のうち、本項目を「1.提供している」と報告した事業者は10者であり、そのうち、2者については情報提供内容が電気使用量に関するものであるため、加点を行わないこととした。

⑥ 各情報項目の提供状況

各情報項目の提供状況を参考として以下に示す。現行指針においては、指針①は約9割、指針②は約7割の事業者が提供済みであり、指針③及び④についても5～7割が提供している状況であった。

表10 各情報項目の提供状況（都市ガス小売事業者）

- 合計：130点満点（基礎点：90点、加点：40点）
- 平均：61.7点（基礎点50.5点 加点11.2点）

▶ 配点表

※下表において括弧内に示す値は各項目の実施率を示す。

内容	提供方法	基礎点(指針で規定)		加点								
		提供有無	【追加】 集約性	省エネ意識の高まる タイミングでのプッシュ 型の情報提供		顧客属性を基にした 追加的情報提供		情報の閲覧状況・閲覧率を高める工夫		その他の 創意工夫		
				工夫の有無	閲覧率	工夫の有無	閲覧率	工夫の有無	閲覧率			
基礎点 (指針で規定)	指針① 毎月の消費量の 前年同月値	15点 (88%)	15点 (71%)	5点 (20%)	5点 (39%)	10点 (32%)	5点 (32%)	5点 (24%)				
	指針② 過去一年間の月別 消費量及び料金	15点 (73%)										
	指針③ 機器の使用法の工 夫による削減量及び削 減額	15点 (51%)										
	指針④ 省エネ設備の性能と 助成制度	15点 (66%)										
	【追加】類似世帯比較	15点 (37%)										
加点	時間毎等のきめ細やかなエネ ルギー消費量の見える化	4点 (20%)	1点 (7%)									
	その他の創意工夫	5点 (29%)										

(出典：エネルギー小売事業者の省エネ情報提供取組に関する評価委員会（令和4年度第1回）事務局資料）

また、各情報項目の提供状況の年度間比較を行ったところ、下表の通りであった。

表 11 各情報項目の提供状況の年度間比較（都市ガス小売事業者）

両年度ともに回答している事業者（31者）を対象とした平均得点は、以下の通り。
 ● 2022年度平均得点：67.4点（基礎点：54.7点、加点：12.7点） ※2022年度平均得点は、昨年度に評価対象外だった加点項目の集約性（1点）を除いた、129点満点のもの
 ● 2021年度平均得点：65.8点（基礎点：54.2点、加点：11.6点）

▶ 両年度ともに回答している事業者を対象に、下表に2022年度の平均実施率と2021年度の平均実施率（括弧内）を示す。

内容	提供方法	基礎点(指針で規定)		加点				
		提供有無	【追加】 集約性	省エネ意識の高まる タイミングでのプッシュ 型の情報提供	顧客属性を基にした 追加的情報提供	情報の閲覧状況・閲覧率を高める工夫		その他の 創意工夫
						工夫の有無	閲覧率	
基礎点 (指針で規定)	指針① 毎月の消費量の 前年同月値	90% (90%)	26% (35%)	26% (13%)	39% (32%)	39% (39%)	39% (32%)	26% (32%)
	指針② 過去一年間の月別 消費量及び料金	74% (74%)						
	指針③ 機器の使用方法的工夫による削減量及び削減額	58% (58%)						
	指針④ 省エネ設備の性能と 助成制度	74% (68%)						
	【追加】類似世帯比較	42% (35%)						
加点	時間毎等のきめ細やかなエネルギー消費量の見える化	16% (0%)	10% (なし)					
	その他の創意工夫	35% (45%)						

（出典：エネルギー小売事業者の省エネ情報提供取組に関する評価委員会（令和4年度第1回）事務局資料）

⑦ 評価結果の変動要因

都市ガス小売事業者において、2021年度と比べてランク評価が上昇した主な事業者とその要因について下表のとおり整理した。未提供であった基礎点項目に対応した上で加点項目にも取り組むことで、評価が上昇した例が多い状況であった。

一方、2021年度と比べてランク評価が低下した事業者について。小売電気事業者において評価が低下したケースと同様に「指針3：情報の集約」の加点が0点となったことや、「指針1（5）情報提供内容の創意工夫」において、今年度の回答が「実施していない」と変更となったことによる減点が影響した例があった。

(3) LPガス小売事業者の評価結果

① 評価結果の分布

★5、4の事業者はおらず、全体的に評価は低調であった。なお、2年連続で報告を行った事業者は2者のみであった。

➤ LPガス小売事業者（6者）



➤ (参考) 2021年度 (6者)

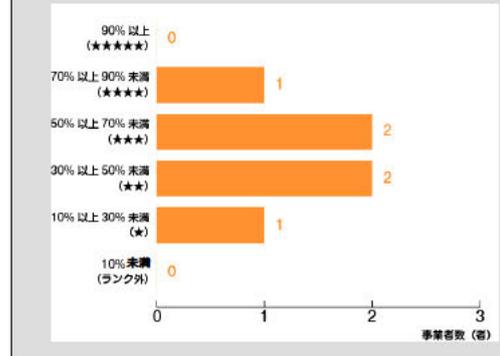


図 7 LP ガス小売事業者（6者）の評価結果の分布

(出典：エネルギー小売事業者の省エネ情報提供取組に関する評価委員会（令和4年度第1回）事務局資料)

② 各ランクの平均得点率（LP ガス小売事業者）

全体的に得点率は低く、★3事業者でも基礎点の平均得点率は65%程度。

表 12 各ランクの平均得点率（LP ガス小売事業者）

➤ LPガス小売事業者（6者）

	合計	基礎点	加点
90%以上	-	-	-
70%以上90%未満	-	-	-
50%以上70%未満	53.8%	66.7%	25.0%
30%以上50%未満	40.4%	58.3%	0.0%
10%以上30%未満	23.1%	33.3%	0.0%
10%未満 (ランク外)	0.0%	0.0%	0.0%

➤ (参考) 2021年度 (6者)

	合計	基礎点	加点
★★★★★	-	-	-
★★★★	81%	83%	77%
★★★	64%	75%	38%
★★	37%	50%	6%
★	27%	33%	13%
ランク外	-	-	-

(出典：エネルギー小売事業者の省エネ情報提供取組に関する評価委員会（令和4年度第1回）事務局資料)

③ 評価結果（LP ガス小売事業者：基礎点）

基礎点の分布は以下の通り。

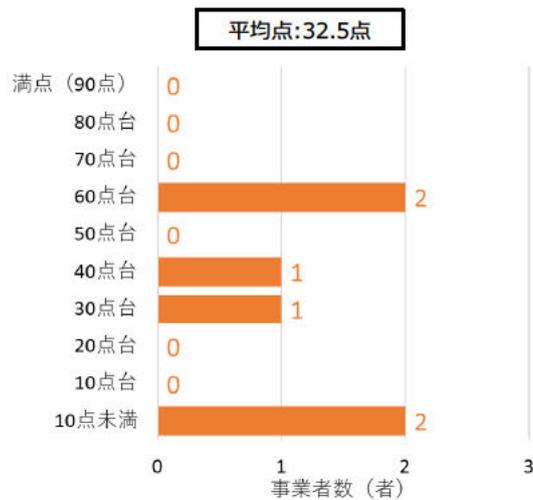


図 8 基礎点の分布 (LP ガス小売事業者)

(出典: エネルギー小売事業者の省エネ情報提供取組に関する評価委員会 (令和4年度第1回) 事務局資料)

④ 評価結果 (LP ガス小売事業者: 加点)

加点の分布は以下の通り。

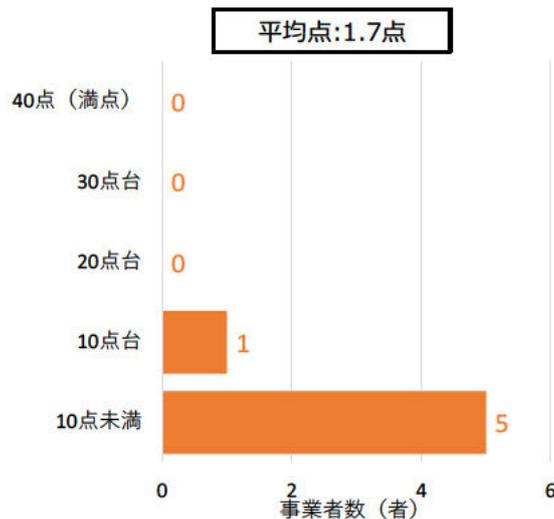


図 9 加点 (LP ガス小売事業者) の分析結果

(出典: エネルギー小売事業者の省エネ情報提供取組に関する評価委員会 (令和4年度第1回) 事務局資料)

⑤ 各情報項目の提供状況

各情報項目の提供状況を参考として示す。

表 13 各情報項目の提供状況 (LP ガス小売事業者)

- 合計：130点満点 (基礎点：90点、加点：40点)
- 平均：34.2点 (基礎点32.5点 加点1.7点)

➤ 配点表

※下表において括弧内に示す値は各項目の実施率を示す。

内容		基礎点(指針で規定)		加点									
		提供有無	【追加】 集約性	省エネ意識の高まる タイミングでのプッシュ 型の情報提供		顧客属性を基にした 追加的情報提供		情報の閲覧状況・閲覧率を高める工夫				その他の 創意工夫	
								工夫の有無		閲覧率			
基礎点 (指針で規定)	指針① 毎月の消費量の 前年同月値	15点 (67%)	15点 (0%)	5点	(17%)	5点	(17%)	10点	(0%)	5点	(0%)	5点	(0%)
	指針② 過去一年間の月別 消費量及び料金	15点 (67%)											
	指針③ 機器の使用方法的工夫による削減量及び削減額	15点 (33%)											
	指針④ 省エネ設備の性能と 助成制度	15点 (50%)											
	【追加】類似世帯比較	15点 (0%)											
加点	時間毎等のきめ細やかなエネルギー消費量の見える化	4点 (0%)	1点 (0%)										
	その他の創意工夫	5点 (0%)											

(出典：エネルギー小売事業者の省エネ情報提供取組に関する評価委員会(令和4年度第1回)事務局資料)

1.2.3 評価結果の公表

前項に記載した各事業者の評価結果は、資源エネルギー庁のホームページにおいて公表した。公表内容は以下に記載するとおり。

事業者の評価一覧

令和4年度

事業者の評価結果は以下の通りです。ランキングは、エネルギー種ごとに評価されます。

なお、エネルギー種別小売契約件数が30万件超であり、ランク水準が★3以上の事業者と、エネルギー種別小売契約件数が30万件以下であり、ランク水準の公表を希望した事業者について、事業者名を掲載しています。

小売電気事業者 136者		都市ガス小売事業者 41者		LPガス小売事業者 6者	
評価	小売電気事業者	評価	都市ガス小売事業者	評価	LPガス小売事業者
★★★★★	北海道ガス株式会社 東北電力株式会社 SBパワー株式会社 auエネルギー&ライフ株式会社 京葉瓦斯株式会社 湘南電力株式会社 東京瓦斯株式会社 東京電力エナジーパートナー株式会社 ミツロコグリーンエネルギー株式会社 楽天エナジー株式会社 中部電力ミライズ株式会社 東邦ガス株式会社 大阪瓦斯株式会社 関西電力株式会社 シン・エナジー株式会社 中国電力株式会社 四国電力株式会社 九州電力株式会社 沖縄電力株式会社 その他2者	★★★★★	北海道ガス株式会社 京葉瓦斯株式会社 東京瓦斯株式会社 東京電力エナジーパートナー株式会社 中部電力ミライズ株式会社 東邦ガス株式会社 大阪瓦斯株式会社 関西電力株式会社 その他2者	★★★★★	—
★★★★	北海道電力株式会社 株式会社イーネットワークシステムズ 株式会社Loop 北陸電力株式会社 静岡ガス&パワー株式会社 その他1者	★★★★	仙台市ガス局 北陸瓦斯株式会社 日本瓦斯株式会社 広島ガス株式会社 西部ガス株式会社 その他3者	★★★★	—
★★★	日本瓦斯株式会社 その他6者	★★★	静岡ガス株式会社 その他2者	★★★	日本瓦斯株式会社
★★	30者	★★	7者	★★	2者
★	43者	★	12者	★	1者
ランク外	29者	ランク外	3者	ランク外	2者

図 10 資源エネルギー庁ホームページにおける公表内容①

事業者の分布（電気・都市ガス・LPガス）

エネルギー種別、各ランクの事業者数の分布及び平均得点率は下記のとおりです。

小売電気事業者 136者



都市ガス小売事業者 41者



LPガス小売事業者 6者



図 11 資源エネルギー庁ホームページにおける公表内容②

(出典：資源エネルギー庁 HP)

1.2.4 節電やガスの節約に関する取組等の公表

2022年冬季の厳しい電力需給が見通されていることを踏まえて、ランキング制度の上位評価事業者に対して回答様式を送付し、実施している節電・節ガスの取組や情報提供の到達度合いに関する情報について情報収集を行った。回答様式については Appendix を参照されたい。

表 14 節電・節ガスの取組等に関する情報収集方法の概要

	概要
対象	省エネコミュニケーション・ランキング制度の本年度の評価結果が★3 以上で「公表意向あり」の事業者
方法	資源エネルギー庁がメールにて報告様式の提出を要請
実施時期	2022年9月28日(水)～10月5日(水)
様式の回答項目	節電・節ガスの取組実績、今後の取組予定、情報の到達度を示す指標
提出状況	いずれのエネルギー種も全対象事業者が様式を提出。 ・電気 : 提出事業者数: 25 者 ・都市ガス: 提出事業者数: 14 者 ・LP ガス : 提出事業者数: 1 者

なお、収集した情報は、前項の省エネコミュニケーション・ランキング制度の結果とともに、参考情報として資源エネルギー庁の HP において公表した。

資源エネルギー庁の HP における公表内容（一部抜粋）は以下に示すとおりである。節電量と閲覧率については、一部の事業者からの回答であったため、各社の実績値は公表せず、参考情報として、回答のあった事業者の平均値を公表することとした。

⚡ 上位評価事業者の節電やガスの節約に関する取組等

今冬の厳しい電力需給が見通される中、エネルギー小売事業者が実施している節電やガスの節約に関する取組等がより一層重要となっていることから、省エネコミュニケーション・ランキング制度の上位評価（ランク水準★3以上）事業者の具体的な取組内容等を併せて公表いたします。各社の取組は以下の通りです。

➡ 「節電の取組実績（節電量）」と「情報の到達度を示す指標（閲覧率）」の算出方法（PDF形式：434KB）

小売電気事業者

各社の節電の取組

小売電気事業者	節電の取組（各事業者より情報提供）		国の節電プログラム促進事業参加状況※1 10/17 12:00時点 （●：採択済）
	節電の取組実績	節電の取組予定	
	今夏の節電キャンペーンの取組内容	今冬に向けて予定している節電キャンペーンの取組内容	
北海道ガス株式会社		実施予定。詳細検討中。	●
北海道電力株式会社	下げDRに協力でインセンティブ進呈	国の節電プログラムに参加 下げDRに協力でインセンティブ進呈	●
東北電力株式会社	7～10月分の電気使用量を前年同月比で5%以上削減した方に抽選でポイントを進呈。	夏に実施した月間型の取組に加え、指定時型（kW型）の取組についても実施予定。	●
SB/パワー株式会社	節電チャレンジとして節電にご協力いただいた方にPayPayポイントを付与。	節電チャレンジに加え国や東京都の節電プログラムに参加	●
auエネルギー＆ライフ株式会社	節電参加の登録と、節電量によってポイントを進呈	節電量によってポイントを進呈するなどの取り組みを予定	●
京葉瓦斯株式会社	節電キャンペーン実施。前年同月と比べて5%以上節電できた方に抽選でポイント付与。	政府の節電プログラムに準じた形での節電キャンペーンを実施予定	●

「節電の取組実績（節電量）」と「情報の到達度を示す指標（閲覧率）」の平均値

節電の取組実績	情報の到達度を示す指標	
	閲覧率※2	
節電キャンペーンによる 一戸あたりの節電量 [kWh/(コマ・世帯)]	A (契約者の全員がweb会員の場合)	B (契約者の一部がweb会員の場合)
0.107	52.5%	33.8%

※1 国の節電プログラム参加状況については、採択状況を確認し、随時更新します。

※2 閲覧率の算出方法はA、Bで異なるため、単純な比較はできません。

図 12 資源エネルギー庁 HP における小売電気事業者についての公表内容（一部抜粋）
（出典：資源エネルギー庁 HP）

1.2.5 様式提出事業者に対する評価結果のフィードバック

(1) 評価ランク（★の数）のフィードバック

資源エネルギー庁 HP において評価結果を公表するのに先立ち、2022 年 10 月 11 日に各社に対してメールによって評価ランク（★の数）のフィードバックを実施した。

(2) 得点及び基礎点・加点の内訳のフィードバック

上記の評価ランク（★の数）のフィードバックに引き続いて、2023 年 1 月 26～27 日にかけて、報告様式提出事業者に対してメールによって得点及び基礎点・加点の内訳を通知した。

なお、フィードバックを行うための方法（仕組み）は以下のとおりとした。

- 各事業者が提出した報告様式を基に評価委員会において評価結果を確定。
- 各事業者の評価結果を一覧にしたデータセットを Excel で作成。
- データセットから Excel 上でメール文案を作成し、メールソフトにメール文案を貼り付け、内容を複数人で確認後に各事業者へメールで送付。



図 13 得点及び基礎点・加点の内訳のフィードバック方法

1.2.6 都市ガス小売事業者からの報告様式の提出数が減少した原因

2022 年度の制度運用において、都市ガス小売事業者からの報告様式の提出数が 41 者となり、2021 年度の 70 者から大きく減少した原因を把握するため、一般社団法人日本ガス協会が正会員企業を対象としてアンケート調査を実施した。

表 15 日本ガス協会によるアンケート調査の概要

アンケート調査概要	
対象	日本ガス協会正会員
実施時期	2022年11月7日(月)～11月16日(水)
提出状況	<ul style="list-style-type: none"> ・送付数：47者 (アンケート調査は、様式の提出事業者数が減少したことから、提出実績のある事業者をアンケート対象と設定。2021年度又は2022年度に少なくとも1度提出した事業者のうち、アンケートへの協力を賛同いただけた事業者を対象とした) ・有効回答数：43者

(出典：エネルギー小売事業者の省エネ情報提供取組に関する評価委員会（令和4年度第1回）事務局資料）

設問の主な内容は、報告様式の提出に関する日本ガス協会からの周知の認知度や省エネコミュニケーション・ランキング制度の目的の理解度とし、結果概要は下図の通りであった。全体として、日本ガス協会からの周知の認知度は8割を超え、周知は一定程度届いており制度の目的の理解度についても8割超となり、一定程度理解されていることが窺える。

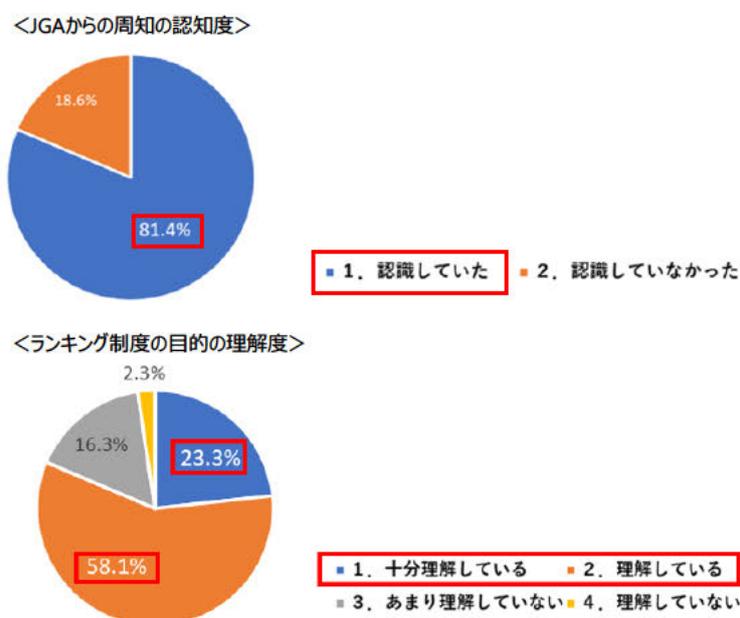


図 14 アンケート結果（全体）

(出典：エネルギー小売事業者の省エネ情報提供取組に関する評価委員会（令和4年度第1回）事務局資料）

一方で、2021年度及び2022年度に提出した群と2021年度に提出したが2022年度に提出しなかった群を分けて集計すると、日本ガス協会からの周知の認知度は、前者は9割以上であるのに対して、後者は約6割程度に留まっている。同様に、制度の目的の理解度についても前者の群は全社が理解している一方、後者は約4割と理解度が低い結果となった。

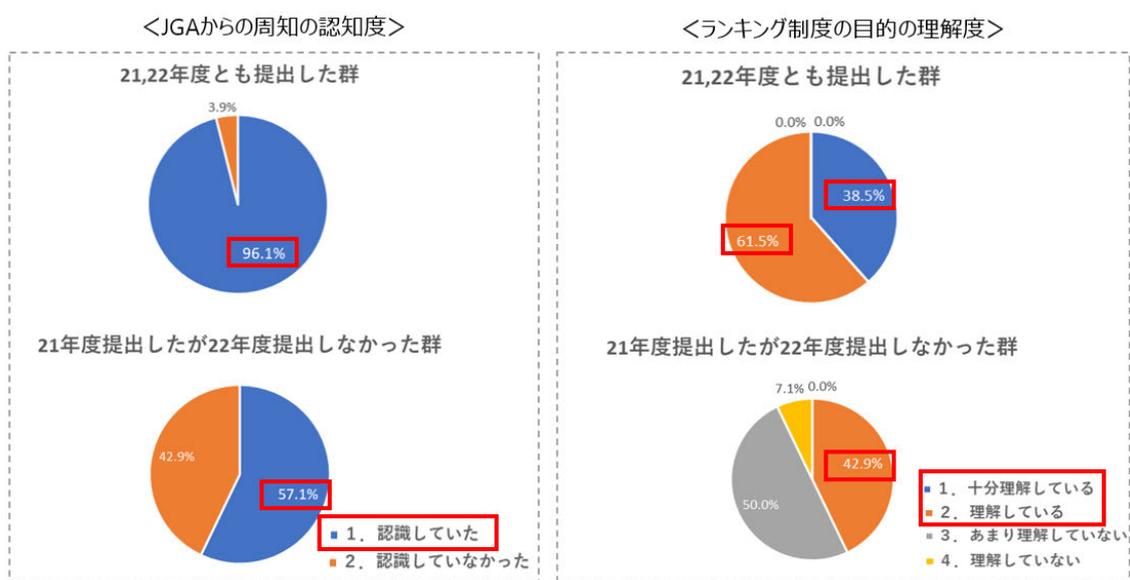


図 15 アンケート結果（2群に分けた場合）

（出典：エネルギー小売事業者の省エネ情報提供取組に関する評価委員会（令和4年度第1回）事務局資料）

上記の結果より、本制度の様式を提出しなかったエネルギー小売事業者は、制度の理解度が十分でないことが想定されるため、制度の説明等の周知活動をこれまでよりも更に実施することが報告様式の提出数の増加に向けては重要であると考えられる。

2 省エネコミュニケーション・ランキング制度の運用及びガイド

ラインの見直し

2.1 指針の改正

2.1.1 背景

2022年5月、省エネ法が改正され、法律名が「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（以下「省エネ法」という。）」となった（令和4年5月13日 第208回通常国会で成立）。この改正により、非化石エネルギーへの転換に関する措置が新設され、また電気需要平準化を見直し、電気の需要の最適化に関する措置が構築された。

さらにエネルギー価格の高騰を踏まえ、小売電気事業者等が実施する節電プログラムへの参加や実行に対しての特典付与に対する支援等の行動変容を促す施策を実施することとなった。

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律

（一般消費者への情報の提供）

第百六十五条 **一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者**、エネルギー消費機器等及び熱損失防止建築材料の小売の事業を行う者**その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換につき協力を行うことができる事業者は、消費者のエネルギーの使用状況に関する通知**、エネルギー消費性能等の表示、熱損失防止建築材料の熱の損失の防止のための性能の表示**その他一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に資する情報を提供**するよう努めなければならない。

2 建築物の販売又は賃貸の事業を行う者、電気を消費する機械器具の小売の事業を行う者**その他その事業活動を通じて一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する措置につき協力を行うことができる事業者は、建築物に設ける電気を消費する機械器具に係る電気の需要の最適化に資する電気の利用のために建築物に必要とされる性能の表示、電気を消費する機械器具（電気の需要の最適化に資するための機能を付加することが技術的及び経済的に可能なものに限る。）の電気の需要の最適化に係る機能の表示その他一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する措置の実施に資する情報を提供**するよう努めなければならない。

図 16 「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」における「一般消費者への情報の提供」に関する条文

（出典：エネルギー小売事業者の省エネ情報提供取組に関する評価委員会（令和4年度第1回）事務局資料）

これを受け、小売電気事業者が需要家に非化石エネルギーへの転換や電気の需要の最適化を促すための現在の取組状況を把握するため、「非化石エネルギーによる電力メニュー¹」

¹ 再生可能エネルギー比率が100%の電力メニュー

と「電気の需要の最適化に資する電力メニュー²」の提供状況について調査を実施した。

その結果、対象事業者 80 者のうち、40 者（50%）が非化石エネルギーによる電力メニューを、32 者（40%）が電気の需要の最適化に資する電力メニューを提供している状況であった。

表 16 調査の実施概要

調査対象	80 者（以下の要件を満たす事業者） <ul style="list-style-type: none"> 省エネコミュニケーション・ランキング制度の 2022 年度評価において★3 以上を獲得した事業者若しくは★2 以下で契約件数 30 万件超の事業者、又はエネルギー供給構造高度化法の報告対象事業者 低圧電力を供給している事業者
調査方法	デスクトップ調査（2023 年 2 月 1 日時点）

（出典：エネルギー小売事業者の省エネ情報提供取組に関する評価委員会（令和 4 年度第 1 回）事務局資料）

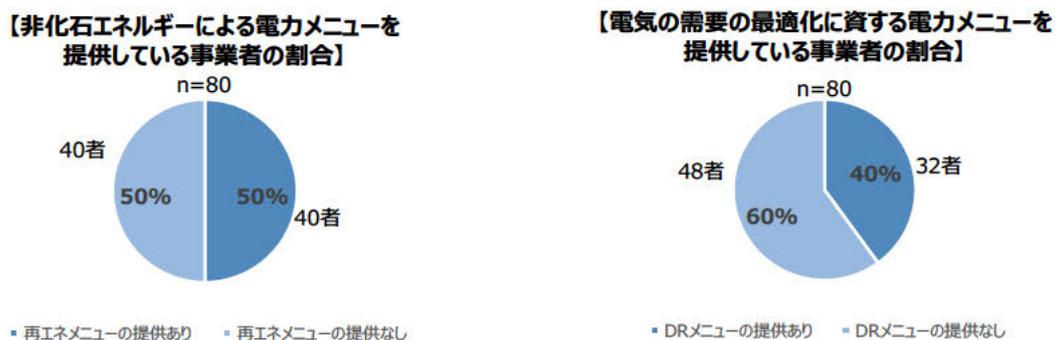


図 17 調査結果の概要

（出典：エネルギー小売事業者の省エネ情報提供取組に関する評価委員会（令和 4 年度第 1 回）事務局資料）

また、海外（英国、米国）における非化石エネルギーによる電力メニューの主な事例についても情報整理を行った。調査結果は下表に示すとおりである。

表 17 海外における非化石エネルギーによる電力メニューの主な事例

² 卸電力市場連動型の電気料金メニュー及び対象日時における節電及び需要の創出量に応じたインセンティブを付与する節電プログラム

国・地域	法人名	対象	メニュー名称	概要
英国		家庭、 産業・ 業務部 門		<ul style="list-style-type: none"> ・家庭 再エネ発電源証明(REGOs)や発電源証明(GoOs)の購入によって、再エネ 100%の料金メニューを提供。
		産業・ 業務部 門のみ		<ul style="list-style-type: none"> ・産業 再エネ発電源証明や発電源証明の購入によって、再エネ 100%の料金メニューを提供。 Carbon Trust (英国政府により設立され、その後独立した環境コンサルティング会社) が認証。
		家庭、 産業・ 業務部 門		再エネ発電源証明や発電源証明の購入によって、再エネ 100%の料金メニューを提供。 Carbon Trust が認証。
		産業・ 業務部 門のみ		自社の再エネ電源による発電や他社からの再エネの購入、再エネ発電源証明の購入によって、再エネ 100%の料金メニューを提供。 EcoAct 社 (気候変動に関するコンサルティング会社) が認証。
米国		家庭部 門のみ		<p>既存の電力契約に追加する形で加入することで消費する電力の 50%または 100%を再エネ化することが可能。</p> <p>電力使用量が 500 kWh/月の世帯が再エネ 100%とする場合、追加的な費用は\$3.50/月程度。</p>

国・地域	法人名	対象	メニュー名称	概要
				<div style="background-color: black; width: 150px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> 地域の再エネ開発事業者と SCE が PPA 契約を締結し、顧客と地域の再エネ開発事業者の間で支援対象の再エネプロジェクトについて合意。その後、顧客が 25% から 100% の間で再エネ率を指定し、追加的な費用を支払うことで、自身の消費電力を再エネ化することが可能。"

(出典：各事業者のホームページを元にみずほリサーチ&テクノロジーズ作成)

2.1.2 指針の改正内容

省エネ法の改正を踏まえて、指針に以下の内容を追加することとした。

- ✓ 非化石エネルギーへの転換に資する情報の提供（電源構成の状況、環境価値を有するエネルギー料金メニューに関する情報等）
- ✓ 電気を使用する者の一定の時間ごとの電気の使用量の推移、電気の需要の最適化に関して一般消費者の行動変容を促す情報等、一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する情報の提供（DRメニュー、節電プログラムに関する情報等）

また、一般消費者の省エネに向けた更なる取組を促すために、指針 1. (5) に「一般消費者の行動変容を促す情報」に関する記載を追加することとした。

表 18 指針の新旧対照表

改正案	現行
<p>1. 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者（以下「エネルギー供給事業者」という。）は、可能な範囲内で、次に掲げる一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報を提供するように努めなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号及び2に掲げるもののほか、契約又は住居形態別のエネルギー使用量の目安、エネルギーの使用の合理化に関して一般消費者の行動変容を促す情報等、エネルギー供給事業者の創意により実施する一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. エネルギー供給事業者は、可能な範囲内で、非化石エネルギーへの転換に資する情報を一般消費者へ提供するように努めるものとする。</p> <p>5. 電気事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者（以下「小売電気事業者」という。）は、可能な範囲内で、電気を使用する者の一定の時間ごとの電気の使用量の推移、電気の需要の最適化に関して一般消費者の行動変容を促す情報等、一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する情報を提供するように努めるものとする。</p> <p>6. エネルギー供給事業者のうち、次のいずれかに該当するものは、一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供の実施状況について、毎年、公表するように努めなければならない。</p> <p>(1) 小売電気事業者であって、同法第二条の十三第一項に規定する小売供給契約に係る件数が三十万件を超えるもの。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>1. 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者（以下「エネルギー供給事業者」という。）は、可能な範囲内で、次に掲げる一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報を提供するように努めなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号及び2に掲げるもののほか、契約又は住居形態別のエネルギー使用量の目安等、エネルギー供給事業者の創意により実施する一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. エネルギー供給事業者のうち、次のいずれかに該当するものは、一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供の実施状況について、毎年、公表するように努めなければならない。</p> <p>(1) 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者であって、同法第二条の十三第一項に規定する小売供給契約に係る件数が三十万件を超えるもの。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>

(出典：エネルギー小売事業者の省エネ情報提供取組に関する評価委員会（令和4年度第1回）事務局資料）

2.2 省エネコミュニケーション・ランキング制度の運用の改正

指針の改正及び2022年度の運用結果を踏まえ、省エネコミュニケーション・ランキング制度の運用に関し、以下の点を改正することとした。

➤ 指針改正を踏まえた改正箇所

①評価項目と配点の変更

⇒非化石エネルギー転換、電気需要最適化の評価項目や配点に関する改正

②様式の変更

⇒非化石エネルギー転換、電気需要最適化を評価するための様式の改正

➤ 2022年度の運用結果を踏まえた改正箇所

③評価結果の公表

⇒評価結果の公表における事業者の意向確認の改正

④ベストプラクティスの選定

⇒2022年度の運用結果を踏まえたベストプラクティス集の選定と公表

2.2.1 評価項目と配点の変更（改正箇所①）

指針の改正を踏まえ、評価項目及び配点を以下のように改正することとした。

- ✓ 情報提供内容の加点部分において、追加項目 1.として「非化石エネルギーへの転換に資する情報の提供」を追加。
- ✓ 同じく情報提供内容の加点部分において、追加項目 4.として現行の「電力需給状況に応じたエネルギー消費（デマンドレスポンス等）を促す情報」を「一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する情報」に改正。
- ✓ 満点は140点から145点（基礎点：90点、加点：55点）に改正。

改正後の改正後の評価項目及び配点は以下の通りである。

表 19 改正後の評価項目及び配点（小売電気事業者向け）

合計：145点満点

提供方法 提供内容		基礎点 (指針で規定)		加点			
		提供有無	指針3. 集約性	追加項目1. 省エネ意識の高まるタイミングでのプッシュ型の情報提供	追加項目2. 顧客属性を基にした情報提供方法の工夫	追加項目3. 提供する情報の閲覧率を高める工夫 追加項目4. 提供する情報の閲覧率の測定	追加項目5.その他提供方法に関する創意工夫 ※以下のいずれかを実施 1. 多様な情報発信ツールの活用 2. 情報の見せ方の工夫 3. 顧客ニーズの集計・反映 4. 経済的インセンティブ付与 5. その他
基礎点 (指針で規定)	指針1 (1)毎月の消費量の前年同月値	基礎点【90点】 ○提供の有無： 15点×5項目 =75点 ○集約性：15点					
	指針1 (2)過去一年間の月別消費量及び料金						
	指針1 (3)機器の使用方法的工夫による削減量及び削減額						
	指針1 (4)省エネ設備の性能と助成制度						
	指針2. 類似世帯比較						
加点	追加項目1. 非化石エネルギーへの転換に資する情報の提供	加点【20点】 ○提供の有無： 4点×4項目 = 16点 ○集約性： 1点×4項目 = 4点	追加項目1. 省エネ意識の高まるタイミングでのプッシュ型の情報提供	追加項目2. 顧客属性を基にした情報提供方法の工夫	追加項目3. 提供する情報の閲覧率を高める工夫 追加項目4. 提供する情報の閲覧率の測定	追加項目5.その他提供方法に関する創意工夫 ※以下のいずれかを実施 1. 多様な情報発信ツールの活用 2. 情報の見せ方の工夫 3. 顧客ニーズの集計・反映 4. 経済的インセンティブ付与 5. その他	追加項目5.その他提供方法に関する創意工夫 ※以下のいずれかを実施 1. 多様な情報発信ツールの活用 2. 情報の見せ方の工夫 3. 顧客ニーズの集計・反映 4. 経済的インセンティブ付与 5. その他
	追加項目2. 供給する電気の電源構成に関する情報の提供						
	追加項目3. 時間毎にきめ細やかにエネルギー消費量を見える化した情報の提供						
	追加項目4. 一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する情報の提供	加点【5点】 ○提供の有無：5点	追加項目1. 省エネ意識の高まるタイミングでのプッシュ型の情報提供	追加項目2. 顧客属性を基にした情報提供方法の工夫	追加項目3. 提供する情報の閲覧率を高める工夫 追加項目4. 提供する情報の閲覧率の測定	追加項目5.その他提供方法に関する創意工夫 ※以下のいずれかを実施 1. 多様な情報発信ツールの活用 2. 情報の見せ方の工夫 3. 顧客ニーズの集計・反映 4. 経済的インセンティブ付与 5. その他	追加項目5.その他提供方法に関する創意工夫 ※以下のいずれかを実施 1. 多様な情報発信ツールの活用 2. 情報の見せ方の工夫 3. 顧客ニーズの集計・反映 4. 経済的インセンティブ付与 5. その他
指針1 (5) その他、エネルギーの使用の合理化に関して一般消費者の行動実容を促す情報等、エネルギー供給事業者の創意により実施する一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供 ※以下のいずれかを実施 1. エネルギー料金・使用量の予測サービス 2. 省エネ・環境に関する教育機会の提供や、イベントの開催 3. CO2排出量の見える化 4. 家庭ごとの省エネ目標の設定 5. その他							

(出典：エネルギー小売事業者の省エネ情報提供取組に関する評価委員会（令和4年度第1回）事務局資料）

表 20 改正後の評価項目及び配点（都市ガス及びLPガス小売事業者）

合計：130点満点

提供方法		基礎点 (指針で規定)		加点			
		提供有無	指針3. 集約性	追加項目1. 省エネ意識の 高まるタイミングで のプッシュ型の情報 提供	追加項目2. 顧客属性を基にし た情報提供方法 の工夫	追加項目3. 提供する情報の閲 覧率を高める工夫 追加項目4. 提供する情報の閲 覧率の測定	追加項目5.その他提供方法に関する創意工夫 ※以下のいずれかを実施 1. 多様な情報発信ツールの活用 2. 情報の見せ方の工夫 3. 顧客ニーズの集計・反映 4. 経済的インセンティブ付与 5. その他
基礎点 (指針で規定)	指針1.(1)毎月の消費量の 前年同月値	基礎点【90点】 ○提供の有無： 15点×5項目 =75点 ○集約性：15点					
	指針1.(2)過去一年間の月別 消費量及び料金						
	指針1.(3)機器の使用方法的工夫 による削減量及び削減額						
	指針1.(4)省エネ設備の性能と 助成制度						
	指針2. 類似世帯比較						
加点	追加項目1. 非化石エネルギーに資する情 報	対象外		加点【10点】 ○実施の有無： 5点×2項目=10点 ※各内容ごとに1つでも 実施していれば5点	加点【15点】 ○工夫の有無： 10点 ○閲覧率の 測定：5点	加点【5点】 ○実施の有無：5点	
	追加項目2. 供給する電気・ガス等の種類に関する情報	対象外					
	追加項目3. 時間毎にきめ細やかに エネルギー消費量を見える化した情報	対象外					
	追加項目4. 一般消費者の消費の最適 化に資する情報	対象外					
	指針1(5) その他、エネルギーの使用の合 理化に関して一般消費者の行動変容を促す 情報等、エネルギー供給事業者の創意により 実施する一般消費者が行うエネルギーの使 用の合理化に資する情報の提供 ※以下のいずれかを実施 1. エネルギー料金・使用量の予測サービス 2. 省エネ・環境に関する教育機会の提供や、 イベントの開催 3. CO2排出量の見える化 4. 家庭ごとの省エネ目標の設定 5. その他	対象外					
	加点【5点】 ○提供の有無：5点						

（出典：エネルギー小売事業者の省エネ情報提供取組に関する評価委員会（令和4年度第1回）事務局資料）

なお、都市ガス及びLPガス小売事業者について、一般消費者に対する非化石エネルギーへの転換の取組として、水素等へのエネルギーの転換等が考えられるが、現在、非化石エネルギーに該当する料金メニューを提供している事業者はおらず、非化石エネルギーへの転換の行動変容を促すことは困難である。

このため、都市ガス及びLPガス小売事業者については、追加項目1.「非化石エネルギーへの転換に資する情報の提供」を「対象外」とし、技術開発動向等を踏まえて今後検討することとする。

また、評価方法（ランク水準）は以下の通りで、小売電気事業者の評価項目の追加に伴い、満点が145点に変更となる一方、各ランク水準の得点率については変更はない。

2022年度	
配点	ランク水準（得点率）
■小売電気事業者 基礎点：90点 加点： 50 点	★★★★★：90%以上 ★★★★：70%以上90%未満 ★★★：50%以上70%未満 ★★：30%以上50%未満 ★：10%以上30%未満
■都市ガス小売事業者、LPガス小売事業者 基礎点：90点 加点：40点	

変更後	
配点	ランク水準（得点率）
■小売電気事業者 基礎点：90点 加点： 55 点	★★★★★：90%以上 ★★★★：70%以上90%未満 ★★★：50%以上70%未満 ★★：30%以上50%未満 ★：10%以上30%未満
■都市ガス小売事業者、LPガス小売事業者 基礎点：90点 加点：40点	

（出典：エネルギー小売事業者の省エネ情報提供取組に関する評価委員会（令和4年度第1回）事務局資料）

2.2.2 報告様式の改正（改正箇所②）

評価項目の追加・変更に伴い、報告様式も改正することとした。

詳細は以下に示す通りとするが、「非化石エネルギーへの転換に資する情報」及び「一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する情報」について、複数の取組について記入可能とすることとした。また、記入欄において複数の取組を回答している場合、その取組のいずれか1つでも集約されていれば、「情報の集約性」について加点することとした。

追加項目1. 非化石エネルギーへの転換に資する情報 ※小売電気事業者のみ回答すること。	①提供状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供取組	1. 再生可能エネルギーや非化石証書の使用によって環境価値を有するエネルギー料金メニューの提供 2. 非化石エネルギーへの転換に資する機器導入の支援 3. その他、非化石エネルギーへの転換に資する情報の提供 4. 上記1、2を実施 5. 上記1、3を実施 6. 上記2、3を実施 7. 上記1、2、3を実施	該当する選択肢を選択。
	③提供内容	具体的な取組 内容を記載	②にて「1. 再生可能エネルギーや非化石証書の使用によって環境価値を有するエネルギー料金メニューの提供」を実施している場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容及び内容が分かるウェブページのURLを記入。
	④提供内容		②にて「2. 非化石エネルギーへの転換に資する機器導入の支援」を実施している場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容及び内容が分かるウェブページのURLを記入。
	⑤提供内容		②にて「3. その他、非化石エネルギーへの転換に資する情報の提供」を実施している場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容及び内容が分かるウェブページのURLを記入。
	⑥情報の集約状況	1. 実施している 2. 実施していない	該当する選択肢を選択。
⑦実施内容		⑥にて「1. 実施している」を選択した場合、具体的な集約の内容及び内容が分かるウェブページのURLを記入。	

図 18 非化石エネルギーへの転換に資する情報の記入欄

(出典：エネルギー小売事業者の省エネ情報提供取組に関する評価委員会（令和4年度第1回）事務局資料）

追加項目4. 一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する情報 ※小売電気事業者のみ回答すること。	①提供状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供取組	1. 電気の需要の最適化に資する料金メニューや節電プログラムの提供 2. 蓄電池等の電気の需要の最適化に資する機器導入の支援 3. その他、一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する情報の提供 4. 上記1、2を実施 5. 上記1、3を実施 6. 上記2、3を実施 7. 上記1、2、3を実施	該当する選択肢を選択。
	③提供内容	具体的な取組 内容を記載	②にて「1. 電気の需要の最適化に資する料金メニューや節電プログラムの提供」を実施している場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容及び内容が分かるウェブページのURLを記入。
	④提供内容		②にて「2. 蓄電池等の電気の需要の最適化に資する機器導入の支援」を実施している場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容及び内容が分かるウェブページのURLを記入。
	⑤提供内容		②にて「3. その他、一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する情報の提供」を実施している場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容及び内容が分かるウェブページのURLを記入。
	⑧情報の集約状況	1. 実施している 2. 実施していない	該当する選択肢を選択。
⑨実施内容		⑧にて「1. 実施している」を選択した場合、具体的な集約の内容及び内容が分かるウェブページのURLを記入。	

図 19 一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する情報の記入欄

(出典：エネルギー小売事業者の省エネ情報提供取組に関する評価委員会（令和4年度第1回）事務局資料）

2.2.3 評価結果の公表（改正箇所③）

2022 年度の本格運用における結果の公表について、「契約件数が 30 万件超かつ★3 以上獲得した事業者は評価結果を公表」とし、「契約件数 30 万件超の★2 以下獲得事業者」については事業者の意向を確認する運用とした。

これに対して、今年度の本格運用では契約件数 30 万件超の全事業者が本制度の様式を提出していることから、本制度が周知されているものと判断できるため、「契約件数が 30 万件超の事業者については、★2 以下であっても原則公表」するような運用に変更することとした。なお、契約件数 30 万件以下の事業者については、引き続き公表意向を確認することとした。

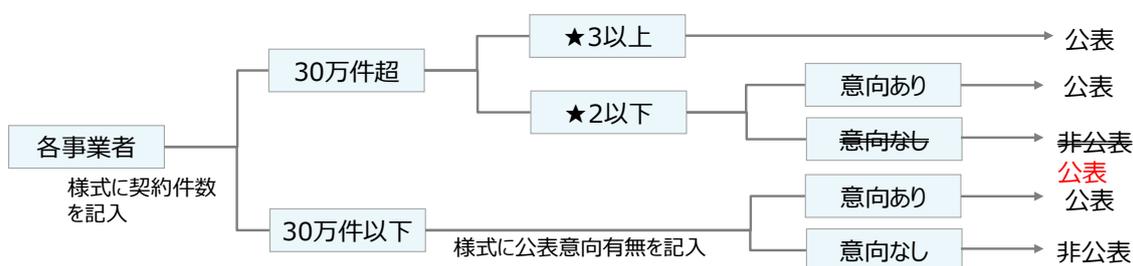


図 20 評価結果の公表に係る運用方針

（出典：エネルギー小売事業者の省エネ情報提供取組に関する評価委員会（令和 4 年度第 1 回）事務局資料）

2.2.4 ベストプラクティスの選定（改正箇所④）

評価制度において最高位（★5）を獲得した事業者に対して、新たな省エネ情報提供の取組を検討するインセンティブを与え、また他の事業者への取組の拡大が期待されることから、省エネコミュニケーション・ランキング制度における報告内容を元に、優れた取り組みをガイドラインにおいてベストプラクティスとして紹介することとしている。

2021 年度に作成・公表したベストプラクティス集に、今年度の報告内容を元に以下の取組を追加することとした。

表 21 ベストプラクティス集に追加する各社の取組

分類	事業者名	取組内容	波及性	先進性	省エネ性
内容	1 auエネルギー & ライフ	顧客の日々の電気の使い方と天気予報（最高・最低気温）から、当月の電気料金を予測して提供。	△	◎	○
	2 北海道ガス	電気料金の変化について推測される理由を提示。	○	◎	○
	3 シンエナジー	100点満点の点数での節電量の表示。	○	○	○
方法	4 北海道ガス	省エネのコツを顧客属性に合わせて表示。	○	○	○
	5 SBパワー	節電量と、それに伴う節電金額、CO2削減量を表示。また、DRに関する情報（還元額、対象期間等）、参加申込み及びその結果をアプリ上で表示。	○	○	○
	6 東邦ガス	DRに関する情報（還元額、対象期間など）、参加申込み及びその結果、参加のための具体的な節電方法をアプリ上でシンプルな形で表示。	○	○	○
	7 北海道ガス	顧客ニーズを反映するため、各ページにおよび省エネレポートメールに対して、顧客が満足度評価をフィードバックできるシステムを導入。	◎	○	△

以下にてそれぞれの取組事例の概要、及び選定理由を示す。

【参考】提供内容に関する創意工夫：ベストプラクティス選定事由

1. auエネルギー & ライフ 「顧客の過去データと天気予報をもとにした電気料金の予測」

- 類型：エネルギー料金・使用量予測サービス
- 取組内容：顧客属性と天気予報を踏まえた、精緻な電気料金の予測を実施。
- 選定事由：
顧客属性のみならず、天気予報も踏まえて電気料金の予測を精緻に実施。消費削減へのインセンティブとなるよう、情報提供を行っている点が先進的。



出典：auエネルギー & ライフ提出書類

図 21 au エネルギー & ライフ取組

【参考】提供方法に関する創意工夫：ベストプラクティス選定事由

4. 北海道ガス「顧客属性を踏まえた省エネのコツの提示」

- 類型：顧客属性を基にした追加的な情報提供
- 取組内容：顧客属性を踏まえた適切な省エネのコツについて情報提供。
- 選定事由：電力使用量の大きい用途について、省エネのコツや節電金額の目安を情報提供し、省エネを促している。また、取組の実施状況の記録やお気に入りのコツの保存も可能。



出典：北海道ガス提出資料

【参考】提供方法に関する創意工夫：ベストプラクティス選定事由

4. 北海道ガス「顧客属性を踏まえた省エネのコツの提示」

- 類型：顧客属性を基にした追加的な情報提供
- 取組内容：顧客属性を踏まえた適切な省エネのコツについて情報提供。
- 選定事由：電力使用量の大きい用途について、省エネのコツや節電金額の目安を情報提供し、省エネを促している。また、取組の実施状況の記録やお気に入りのコツの保存も可能。



出典：北海道ガス提出書類

図 24 北海道ガスの取組

【参考】提供方法に関する創意工夫：ベストプラクティス選定事由

5. SBパワー 「DRに関するタイムリーな情報提供」

- 類型：情報の閲覧状況・閲覧率を高める工夫
- 取組内容：DR結果を翌日には通知してその場でポイントを付与し、CO2削減量なども表示。
- 選定事由：
節電効果および報酬を即日行うことで、節電努力に対する効果を感じ、ゲーム感覚でDRを楽しめるようになっていく点が先進的。



出典：SBパワー提出資料

図 25 SB パワーの取組

【参考】提供方法に関する創意工夫：ベストプラクティス選定事由

7. 北海道ガス 「フィードバックシステムの導入」

- 類型：顧客ニーズの集計・反映
- 取組内容：顧客が提供情報に関する満足度をフィードバックできるシステムを導入
- 選定事由：
Webコンテンツ及び省エネレポートメールに対して、顧客が満足度をフィードバックできるシステムを導入し、顧客ニーズを反映したコンテンツの作成につなげている。

Webコンテンツ
「過去の料金との比較 (下図)」「電気使用量予測」「ご家庭のエネルギー分析」



電気省エネレポートメール



出典：北海道ガス提出書類

図 26 北海道ガスの取組

また、海外の取組事例についても2件（ダイナミックプライシング、デマンドレスポンスプログラム）の調査・整理を行った。概要は下表に示すとおり。

表 22 海外の取組事例

社名	サービス名	類型	取組内容
	<p>（ダイナミックプライシング料金メニュー）</p>	非化石エネルギーへの転換に資する情報	<ul style="list-style-type: none"> 30分単位の電力卸市場の価格と連動した料金メニュー。また、再生可能エネルギーによる発電量の増加によって、供給量が電力需要を上回り、電力卸市場の価格がマイナスになる時間帯をメール等で需要家に通知し、需要家は当該時間帯に電力を使用することで、報酬を受け取ることが可能。 これにより、電力システム全体として再生可能エネルギー由来の電力の使用を増加させることが可能。 更に電力価格には上限値が設定されており、市場価格が高騰しても契約者は電力料金を抑制することが可能。
	<p>（デマンドレスポンスプログラム）</p>	一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する情報	<ul style="list-style-type: none"> 年間を通じて実施されるデマンドレスポンス（DR）プログラム。需要家はSmart thermostat（スマート温度自動調節器）を空調機に設置し、SCEは電力需給逼迫時（DRイベント）に遠隔で空調機の運転を制御。 契約者はプログラム参加時に\$75の報酬を受け取り、さらにDRイベントに協力することで年間最大\$40を受け取ることが可能。 需要家は電力の使用状況に応じて、DRイベントへの参加をいつでも拒否することが可能。

（出典：各社のホームページを元にみずほリサーチ&テクノロジーズ作成）

また、省エネコミュニケーション・ランキング制度の充実化に向けて、海外における既存のエネルギー小売事業者評価制度との比較・整理も実施した。

米国において、ACEEE（米国エネルギー効率経済評議会）が実施する米国の主要電力会社を対象とした省エネ取組の評価レポート「Utility Energy Efficiency Scorecard」との比較を行うこととした。同評価制度は、全国の電力会社が現状の取組を評価・改善し、省エネによる多くのメリットを継続的に実現できるよう支援することを目的として実施されており、2020年のレポートでは米国における配電・小売を垂直統合的に実施する事業者のうち、小売販売電力量の上位52社の電力会社（2018年の電力販売量の54%、31州をカバー）が対象であった。

下表において、赤枠で示す評価指標は電気需要の最適化に資するものであるが、これらのうち、下記の2指標は現行の省エネコミュニケーション・ランキング制度の評価項目に含まれていないため、今後評価項目の変更について検討を行う場合の参考情報となる。

- ✓ ピーク需要に対する省エネによる需要削減率（%）
- ✓ スマートメーター導入率（%）

表 23 Utility Energy Efficiency Scorecard の評価指標・配点

評価指標	最大得点
カテゴリ1：省エネプログラムの実績	26
販売量に対するエネルギー削減量の割合（%）	8
収益に対する総省エネ投資額の割合（%）	7
ピーク需要に対する省エネによる需要削減率（%）	4
年間販売量に対するライフタイム削減量の割合（%）	3.5
2018年の省エネ目標値(MWh)に対する達成率（%）	2
家庭用顧客のうち省エネ改修を実施した割合（%）	1.5
ポートフォリオ全体の費用対効果	N/A
カテゴリ2：提案するプログラムの包括性	12.5
住宅、業務、産業用の省エネ対策の包括性	4
実証事業など最先端の省エネ対策・プログラムの実施	3
低所得家庭向けの対策実施	3
EVの導入促進補助、オフピーク充電の促進	2.5
カテゴリ3：実現方法	11.5
スマートメーター導入率（%）	1
他世帯比較サービス、電力データ連携機能の有無	1
年間販売量に対するエネルギー削減目標値（%）	2.5
家庭用料金メニューにおける基本料金の低さ	1
家庭用顧客向けのデマンド料金の有無	N/A
家庭用顧客向けの時間帯別料金の提供	1
デカップリングと成果報酬の有無	2
独立した第三者による省エネ量の評価・計測・検証の実施	2
統合資源計画への省エネの組み込み	1
合計	50

（出典：（株）住環境計画研究所作成資料に一部追記）

2.3 エネルギー小売事業者の省エネガイドラインの見直し

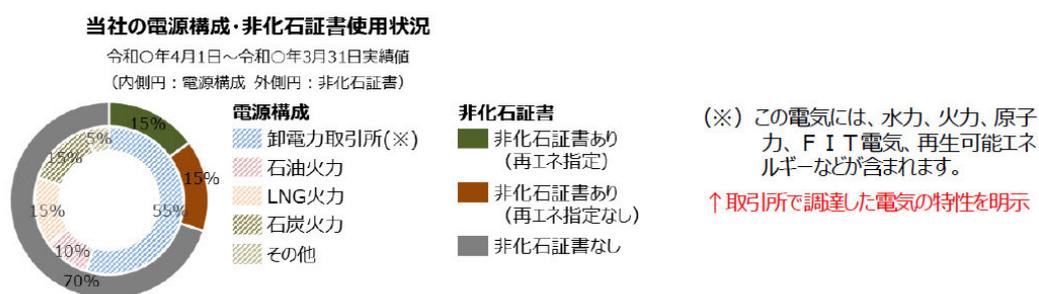
省エネ法の改正とそれに伴う指針の改正、また省エネコミュニケーション・ランキング制度の運用の改正を踏まえ、ガイドラインを以下のとおり、改正することとした。

- ✓ 指針の項目の追加及び変更を反映
- ✓ 「電気需要平準化」に関する記載を省エネ法の改正を踏まえて「電気需要最適化」に改正
- ✓ 省エネコミュニケーション・ランキング制度について「加点部分の評価項目が求める情報提供の取組例」を記載した表を改正
- ✓ その他、省エネ法の改正を踏まえた改正を実施

以下にガイドラインの改正内容の一部を記載する。

指針の第4項において新たに、非化石エネルギーへの転換に資する情報を提供するように努めることを規定したことを踏まえ、ガイドラインに説明を追加した。非化石エネルギーへの転換に資する情報とは、以下の内容が該当する。

- ✓ 追加項目1 関連：再生可能エネルギーや非化石証書の使用によって環境価値を有するエネルギー料金メニューの提供、太陽光発電設備のリース等の非化石エネルギーへの転換に資する機器導入の支援など
- ✓ 追加項目2 関連：電気の電源構成や非化石証書の使用状況に関する情報



当社は水力電源を20%以上とする20%再エネメニューを一部のお客様に対して販売しており、それ以外のメニューの電源構成及び非化石証書使用状況は上記のとおりです。

図 27 販売する電気の電源構成や非化石証書の使用状況に関する情報のイメージ

(出典：経済産業省「電力の小売営業に関する指針」)

また、指針の第5項において新たに、小売電気事業者は、可能な範囲内で、一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する情報を提供するように努めることを規定したことを踏ま

え、ガイドラインに説明を追加した。電気の需要の最適化に資する情報とは、以下の内容が該当する。

- ✓ 追加項目 3 関連：時間ごとの電気使用量の推移に関する情報
- ✓ 追加項目 4 関連：デマンドレスポンス料金メニューや節電プログラムの提供、蓄電池等の電気の需要の最適化に資する機器導入の支援、電力需給の状況に関する情報など

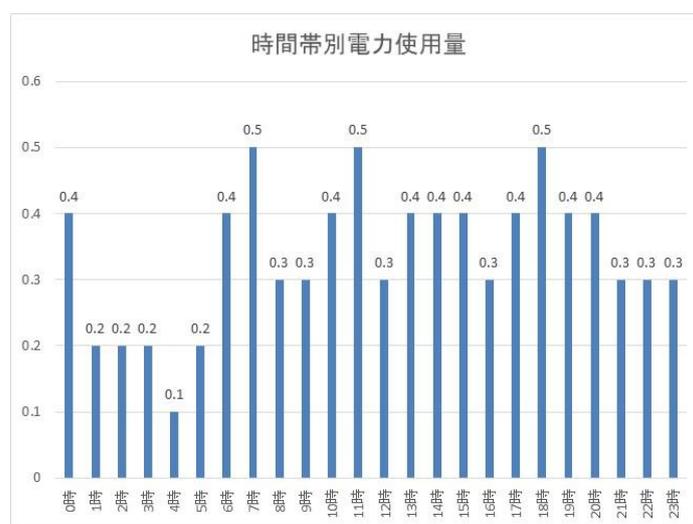


図 28 時間ごとの電気使用量の推移に関する情報のイメージ

(出典：エネルギー小売事業者の省エネ情報提供取組に関する評価委員会（令和 4 年度第 1 回）事務局資料)



図 29 節電プログラムに関する情報のイメージ

(出典：東邦ガス提出資料)

2.4 今後の検討課題

(1) 評価結果の個社フィードバックについて

先にも記載したとおり、2022年度の省エネコミュニケーション・ランキング制度の運用においては、全事業者に対して評価ランク（★数）及び得点、得点率、基礎点・加点の内訳をフィードバックした。その上で、2023年度以降については、ヒアリング等により関係者の意見を聞き、フィードバックする内容やフィードバックのタイミング（評価の公表前／公表後 等）の検討を行う。

(2) 本制度の名称とロゴの変更について

現行の制度名称とロゴについては、下記の課題が存在する。

- ✓ 一般消費者にとって、何を評価している制度なのかわかりにくい
- ✓ 省エネ法等の改正に伴い、省エネ以外に、非化石、需要の最適化についても言及
- ✓ 事業者が利用しやすいロゴになっていない

上記を踏まえ、今後、本制度の名称及びロゴについて、他の制度を参考にしながら見直しの検討を行っていくこととした（どのようなキーワード（省エネ、評価 等）を入れると、わかりやすいか等）。



図 30 現在の省エネコミュニケーション・ランキング制度のロゴ

2.5 今後のスケジュール

今後のスケジュールは以下の通りとした。

- ✓ 2023年春頃 : 指針、ガイドライン、様式等の改正作業、改正案のパブリックコメント等
- ✓ 2023年春～夏頃 : 改正指針、ガイドライン、様式等の公布・施行
- ✓ 2023年夏頃 : 新様式による運用開始

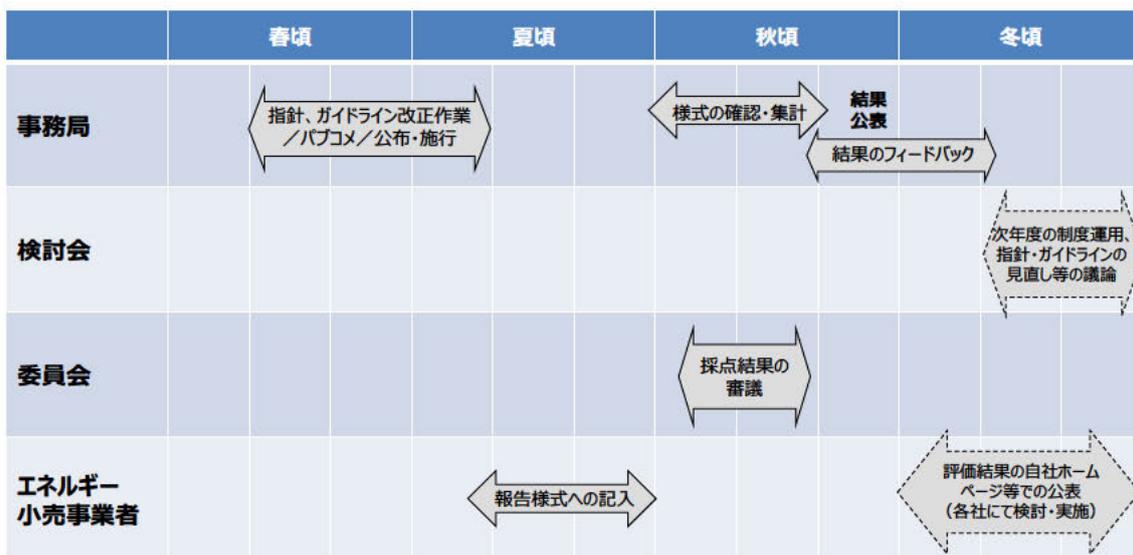


図 31 今後のスケジュール

III. Appendix

1 エネルギー小売事業者による省エネ情報提供の実施状況に関する報告様式

(2) 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針等に基づく情報提供の状況

第1表

事業者の名称	
報告の対象となる事業	1. 小売電気事業 2. ガス小売事業 3. 液化石油ガス販売事業
当該事業の小売供給契約の件数	1. 30万件超 2. 30万件以下
小売供給契約の件数が30万件以下の場合、本様式の記入内容に基づく評価結果の資源エネルギー庁ウェブサイトにおける公表意向の有無	1. 公表意向あり 2. 公表意向なし
情報提供の実施状況をまとめたウェブページのURL等	

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 小売電気事業、ガス小売事業、液化石油ガス販売事業のうち、複数の事業について報告をする場合は、事業ごとに各表を作成すること。
- 3 「小売電気事業者」とは、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者をいう。
- 4 「ガス小売事業者」とは、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者をいう。
- 5 「液化石油ガス販売事業者」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四十九号）第六条に規定する液化石油ガス販売事業者をいう。

第2表 基礎項目の情報提供の状況

項目	記入欄		備考欄
指針1. (1) 一般消費者の毎月のエネルギーの使用量の前年同月値に関する情報	①提供状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供内容		①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
指針1. (2) 一般消費者の過去一年間の月別のエネルギーの使用量及び使用料金に関する情報	①提供状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供内容		①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
指針1. (3) エネルギーを消費する機械器具の使用法の工夫によるエネルギーの使用量の削減量及び使用料金の削減額の目安等	①提供状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供内容		①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
指針1. (4) エネルギーの使用の合理化に資する機械器具につき、エネルギーの消費量との対比における当該機械器具の性能、当該機械器具の普及促進のための助成制度等に関する情報	①提供状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供内容		①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
指針2. 他の家庭とのエネルギー使用量の比較等に関する情報	①提供状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供内容		①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
指針3. 指針1. (1)～(4)及び2. に掲げる情報を集約した上で一般消費者への提供	①提供状況	1. 全て集約している 2. 全ては集約していない	該当する選択肢を選択。
	②提供内容		

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第3表 追加項目の情報提供の状況（情報提供の内容）

項目	記入欄	備考欄	
追加項目1. 非化石エネルギーへの転換に 資する情報 ※小売電気事業者のみ回答す ること。	①提供状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供取組	1. 再生可能エネルギーや非化石証書の使用によって環境価値を有するエネルギー料金メニューの提供 2. 非化石エネルギーへの転換に資する機器導入の支援 3. その他、非化石エネルギーへの転換に資する情報の提供 4. 上記1、2を実施 5. 上記1、3を実施 6. 上記2、3を実施 7. 上記1、2、3を実施	該当する選択肢を選択。
	③提供内容		②にて「1. 再生可能エネルギーや非化石証書の使用によって環境価値を有するエネルギー料金メニューの提供」を実施している場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
	④提供内容		②にて「2. 非化石エネルギーへの転換に資する機器導入の支援」を実施している場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
	⑤提供内容		②にて「3. その他、非化石エネルギーへの転換に資する情報の提供」を実施している場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
	⑥情報の集約状況	1. 実施している 2. 実施していない	該当する選択肢を選択。
	⑦実施内容		⑥にて「1. 実施している」を選択した場合、具体的な集約の内容及び内容が分かるウェブページのURLを記入。
追加項目2. 供給する電気の電源構成に関 する情報 ※小売電気事業者のみ回答す ること。	①提供状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供内容		①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
	③情報の集約状況	1. 実施している 2. 実施していない	該当する選択肢を選択。
	④実施内容		③にて「1. 実施している」を選択した場合、具体的な集約の内容及び内容が分かるウェブページのURLを記入。
追加項目3. 時間毎にきめ細やかにエネル ギー消費量を見える化した情 報	①提供状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供内容		①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
	③情報の集約状況	1. 実施している 2. 実施していない	該当する選択肢を選択。
	④実施内容		③にて「1. 実施している」を選択した場合、具体的な集約の内容及び内容が分かるウェブページのURLを記入。
追加項目4. 一般消費者が行う電気の需要 の最適化に資する情報 ※小売電気事業者のみ回答す ること。	①提供状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供取組	1. 電気の需要の最適化に資する料金メニューや節電プログラムの提供 2. 蓄電池等の電気の需要の最適化に資する機器導入の支援 3. その他、一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する情報の提供 4. 上記1、2を実施 5. 上記1、3を実施 6. 上記2、3を実施 7. 上記1、2、3を実施	該当する選択肢を選択。
	③提供内容		②にて「1. 電気の需要の最適化に資する料金メニューや節電プログラムの提供」を実施している場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
	④提供内容		②にて「2. 蓄電池等の電気の需要の最適化に資する機器導入の支援」を実施している場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
	⑤提供内容		②にて「3. その他、一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する情報の提供」を実施している場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
	⑥情報の集約状況	1. 実施している 2. 実施していない	該当する選択肢を選択。
	⑦実施内容		⑥にて「1. 実施している」を選択した場合、具体的な集約の内容及び内容が分かるウェブページのURLを記入。

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第3表 追加項目の情報提供の状況（情報提供の内容）

項目		記入欄	備考欄
指針1.(5) その他、エネルギーの使用の合理化に関して一般消費者の行動変容を促す情報等、エネルギー供給事業者の創意により実施する一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供	①状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供取組	1. エネルギー料金・使用量の予測サービスの開催 2. 省エネ・環境に関する教育機会の提供や、イベントの開催 3. CO2排出量の見える化 4. 家庭ごとの省エネの目標の設定 5. その他	該当する選択肢を選択。
	③提供内容		①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
	④提供取組	1. エネルギー料金・使用量の予測サービスの開催 2. 省エネ・環境に関する教育機会の提供や、イベントの開催 3. CO2排出量の見える化 4. 家庭ごとの省エネの目標の設定 5. その他	・複数の取組を提供している場合に記入。 ・該当する選択肢を選択。
	⑤提供内容		・複数の取組を提供している場合に記入。 ④にて提供している取組を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
	⑥提供取組	1. エネルギー料金・使用量の予測サービスの開催 2. 省エネ・環境に関する教育機会の提供や、イベントの開催 3. CO2排出量の見える化 4. 家庭ごとの省エネの目標の設定 5. その他	・複数の取組を提供している場合に記入。 ・該当する選択肢を選択。
	⑦提供内容		・複数の取組を提供している場合に記入。 ⑥にて提供している取組を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第4表 追加項目の情報提供の状況（情報提供の方法）			
項目		記入欄	備考欄
追加項目1. 省エネ意識の高まるタイミングでのプッシュ型の情報提供	①実施状況	1. 実施している 2. 実施していない	該当する選択肢を選択。
	②実施内容		①にて「1. 実施している」を選択した場合、提供方法の具体的な内容及び情報提供の方法が分かるウェブページのURLを記入。
追加項目2. 顧客属性を基にした情報提供方法の工夫	①実施状況	1. 実施している 2. 実施していない	該当する選択肢を選択。
	②実施内容		①にて「1. 実施している」を選択した場合、提供方法の具体的な内容及び情報提供の方法が分かるウェブページのURLを記入。
追加項目3. 提供する情報の閲覧率を高める工夫	①実施状況	1. 実施している 2. 実施していない	該当する選択肢を選択。
	②実施内容		①にて「1. 実施している」を選択した場合、提供方法の具体的な内容及び情報提供の方法が分かるウェブページのURLを記入。
追加項目4. 提供する情報の閲覧率の測定	①実施状況	1. 実施している 2. 実施していない	該当する選択肢を選択。
	②実施内容		①にて「1. 実施している」を選択した場合、提供方法の具体的な内容及び情報提供の方法が分かるウェブページのURLを記入。
追加項目5. その他提供方法に関する創意工夫	①実施状況	1. 実施している 2. 実施していない	該当する選択肢を選択。
	②実施取組	1. 多様な情報発信ツールの活用 2. 情報の見せ方の工夫 3. 顧客ニーズの集計・反映 4. 経済的インセンティブ付与 5. その他	該当する選択肢を選択。
	③実施内容		①にて「1. 実施している」を選択した場合、提供方法の具体的な内容及び情報提供の方法が分かるウェブページのURLを記入。
	④実施取組	1. 多様な情報発信ツールの活用 2. 情報の見せ方の工夫 3. 顧客ニーズの集計・反映 4. 経済的インセンティブ付与 5. その他	・複数の取組を実施している場合に記入。 ・該当する選択肢を選択。
	⑤実施内容		・複数の取組を実施している場合に記入。 ④にて実施している取組を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
	⑥実施取組	1. 多様な情報発信ツールの活用 2. 情報の見せ方の工夫 3. 顧客ニーズの集計・反映 4. 経済的インセンティブ付与 5. その他	・複数の取組を実施している場合に記入。 ・該当する選択肢を選択。
	⑦実施内容		・複数の取組を実施している場合に記入。 ⑥にて実施している取組を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 節電やガスの節約に関する取組等の公表に関する回答様式

2.1 小売電気事業者用

事業者名		
担当者 情報	氏名	
	所属	
	電話番号	
	メールアドレス	
エネルギー種		電気
節電の取組実績	今夏の節電キャンペーン の取組内容 (自由記述で40文字以内)	
	URL	
	節電キャンペーンによる 一戸あたりの節電量	kWh/(コマ・世帯)
	備考	
節電の取組予定	今冬に向けて予定している 節電キャンペーンの取組内容 (自由記述で40文字以内)	
	URL	
	国の節電プログラム促進事 業参加状況	
	備考	
情報の到達度を 示す指標	指標	
	2022年7月度の実績値	%
	備考	
自由記述欄		

2.2 都市ガス・LP ガス小売事業者用

事業者名		
担当者 情報	氏名	
	所属	
	電話番号	
	メールアドレス	
エネルギー種		
節ガスの取組実績	節ガスの取組内容 (自由記述で40文字以内)	
	URL	
節ガスの取組予定	今冬に向けて予定している 節ガスの取組内容 (自由記述で40文字以内)	
	URL	
情報の到達度を 示す指標	指標	
	2022年7月度の実績値	%
	備考	
自由記述欄		